

平成30年

双葉町議会会議録

第4回定例会

12月11日開会～12月13日閉会

双葉町議会

平成30年第4回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (12月11日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
報告第4号	8
議案第77号から議案第92号までの一括上程	9
議案第77号から議案第92号までの提案理由の説明	9
散 会	11

第 2 日 (12月12日)

議事日程	13
出席議員	14
欠席議員	14
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	14
職務のため議場に出席した者の職氏名	14
開 議	15
議事日程の報告	15
一般質問	15

羽山君子君	15
発言の取り消し	23
尾形彰宏君	23
発言の取り消し	26
菅野博紀君	30
発言の取り消し	36
高萩文孝君	45
散会	50

第 3 日 (12月13日)

議事日程	51
出席議員	52
欠席議員	52
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	52
職務のため議場に参加した者の職氏名	52
開議	53
議事日程の報告	53
議案第77号の質疑、討論、採決	53
議案第78号の質疑、討論、採決	53
議案第79号の質疑、討論、採決	54
議案第80号の質疑、討論、採決	54
議案第81号の質疑、討論、採決	55
議案第82号の質疑、討論、採決	56
議案第83号の質疑、討論、採決	56
議案第84号の質疑、討論、採決	57
議案第85号の質疑、討論、採決	57
議案第86号の質疑、討論、採決	58
議案第87号の質疑、討論、採決	58
議案第88号の質疑、討論、採決	59
議案第89号の質疑、討論、採決	60
議案第90号の質疑、討論、採決	64
議案第91号の質疑、討論、採決	65
議案第92号の質疑、討論、採決	65

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	6 6
閉 会	6 7

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

30 双葉町告示第35号

平成30年第4回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年11月21日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成30年12月11日（火）
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 尾形彰宏君
3番 羽山君子君
5番 菅野博紀君
7番 岩本久人君

2番 石田翼君
4番 高萩文孝君
6番 清川泰弘君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成30年第4回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年12月11日（火曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
第11回全国原子力発電所立地議会サミット報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第4号 専決処分の報告について
専決第6号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第6 議案第77号 双葉町公民館条例の廃止について
- 日程第7 議案第78号 双葉町体育館条例の廃止について
- 日程第8 議案第79号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第80号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第81号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第82号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第83号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第84号 双葉町公共用施設維持補修基金条例の一部改正について
- 日程第14 議案第85号 双葉町墓地条例の一部改正について
- 日程第15 議案第86号 双葉町営住宅条例の一部改正について
- 日程第16 議案第87号 土地の取得について
- 日程第17 議案第88号 土地の売払いについて
- 日程第18 議案第89号 平成30年度双葉町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第90号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第91号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第92号 平成30年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）

散 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大浦富男君
生活支援課長	鈴木健一君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	高橋春枝

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、羽山君子君、4番、高萩文孝君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月6日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から12月13日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、第11回全国原子力発電所立地議会サミットの報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。平成30年第4回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまことにありがとうございます。9月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

9月15日、震災後3回目となる双葉町敬老会をいわき市植田町のやまたまやで開催し、県内外から多数の方々に参加いただきました。式典では、284名の出席者を代表して94歳になられた佐藤正弘さんへ記念品を贈呈いたしました。また、13組の金婚夫婦のうち、出席された9組のご夫妻に、福島民報社から表彰状と記念品が贈られました。式典後は昼食交流会が行われ、久々の再会を喜び合っていました。また、お笑い芸人のステージが行われ、出席された皆さんは楽しいひとときを過ごされました。

9月16日、第12回市町村対抗福島県軟式野球大会が須賀川市牡丹台球場において開催され、10月13日には第5回市町村対抗福島県ソフトボール大会が相馬光陽ソフトボール場で開催されました。選手の皆さんの復興への願いが込められた元気いっぱいのプレーに勇気づけられたところです。

9月25日、中野地区復興産業拠点への立地協定締結式をいわき事務所で行いました。2件目となる今回は、震災前まで町内で事業を行っていた双葉住コン株式会社と大林道路株式会社による共同企業体との協定となります。引き続き中野地区復興産業拠点への立地協定の締結に向け取り組んでまいります。

9月30日、双葉町と環境省との合同による双葉町特定復興再生拠点区域内の除染・解体工事等に係る説明会を郡山市といわき市で開催しました。両会場合わせて123名の方々に参加いただきました。今後とも拠点区域内の除染、インフラ整備など、国、県と連携し進めてまいります。

10月6日、Jヴィレッジにおいて、震災後2回目となる町民体育祭にかわるスポーツイベント、ふたばスポーツフェスティバル2018と、昨年度に引き続き公益財団法人日本オリンピック委員会主催のオリンピックデー・フェスタ in ふたばを合同で開催しました。オリンピックメダリストを含む7名のオリンピックに参加していただき、5チームに分かれて、手つなぎ鬼や小玉回し、玉入れなどの競技で汗を流し順位を競いました。参加者の皆さんは、オリンピックと触れ合いながらスポーツを通じて心身のリフレッシュを図り、参加者同士の交流を深めていました。このスポーツイベント開催に当たり、ご尽力いただいた関係者の皆さんに改めて感謝申し上げます。

10月11日から11月17日にかけて、福島県内外11会場で町政懇談会を開催し、約300名の方々にご出席いただきました。今回の町政懇談会では、まず私から、町内の復興の取り組み状況について報告した後、教育長より双葉町の教育行政について、担当課長より避難指示解除に関する考え方（素案）、双葉町特定復興再生拠点区域内の除染・建物解体、平成30年度住民意向調査について説明を行いました。

た。懇談会では、町民の皆さんから特定復興再生拠点や建物解体、原子力損害賠償など町政全般について数多くのご意見、ご要望、ご質問等をいただきました。今回の懇談会で出されたご意見等を今後の町政運営に反映させるべく検討してまいります。

10月11、12日の両日、郡山市ビッグアイで、双葉町芸術文化団体連絡協議会主催の第31回双葉町総合美術展及び町主催の第5回双葉町民作品展覧会が開催されました。町民の皆さんの力作274点が展示され、また今回は友好町である京都府京丹波町の芸術作品ブースを設けました。多くの町民の皆さんが会場を訪れ、素晴らしい芸術作品を鑑賞するとともに、お互いの再会を喜び合っていました。

また、10月27、28日の両日、勿来地区文化協会のご支援により、勿来市民体育館で開催された勿来地区総合文化展会場において、第5回双葉町民作品展覧会を開催しました。町立小中学校の児童生徒を初め、いわき市、加須市などから町民の皆さんの作品が出品され、勿来地区の皆さんとの文化交流を図りました。

10月27日、町立幼稚園、小中学校による「梅檀祭」が、仮設校舎体育館において開催されました。子供たちのせんだん太鼓の演奏から始まり、総合的な学習で取り組んだじゃんがら念仏踊りの発表や、子供たちが一生懸命練習を重ねた創作劇、合唱などが発表され、参観された皆さんに大きな感動を与えました。

11月3日、いわき事務所において、平成30年度表彰式を挙行政いたしました。式では、1名と1団体の方に善行表彰を、23名と6団体に感謝状をお贈りいたしました。町の復興と避難者支援、町民の健康管理や絆の維持のためにご尽力いただいた方々に心から感謝の意を申し上げるとともに、双葉町の復興に向けて、今後とも一層のご尽力とお力添えをお願い申し上げます。

11月6日から8日まで、双葉町の友好町である京丹波町から太田昇町長と3名の職員が双葉町を訪問されました。初日は町立学校を視察された後、いわき事務所で意見交換を行い、2日目は特別養護老人ホーム「せんだん」や復興公営住宅勿来酒井団地を視察されました。また、Jヴィレッジに立ち寄った後、双葉町内に入り、被災の現状と復興の状況を見ていただきました。京丹波町とは今後とも両町が息の長い交流を続けていくことを約束いたしました。

11月10日、平成30年双葉町消防団検閲式を町立学校仮設校舎体育館にて挙行政いたしました。全国各地から、石井消防団長を初め27名の消防団員が参加し、根本訓練分団長の総指揮のもと、閲団と通常点検が行われました。今年は地震や台風などによる自然災害が多発しており、消防団は災害対応の第一線であり、地域消防の中核であることを改めて認識したところです。

11月10日から12日の3日間、京丹波町社会教育委員と双葉町社会教育委員の交流事業を京丹波町において実施いたしました。双葉町から7名が参加し、それぞれの活動状況報告のほか、今後の交流事業などについての意見交換が行われました。また、訪問した3日間にわたり京丹波町文化祭2018が開催されており、双葉町民の芸術作品特別展のブースが設けられ、作品14点が展示されました。

11月18日、第30回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が開催されました。選手の皆さんは、大会を

前に2回にわたる合宿を行い、チームワークを高め、当日は心を一つに大会に臨みました。体調不良の選手が多い中、棄権することなく最後まで完走しました。選手の頑張りや、町民の皆さんに元気と感動を与えていただいたものと思います。監督、コーチ、選手、そしてご支援いただきました関係者の皆さんに改めて御礼申し上げます。

11月24日、安倍晋三内閣総理大臣が双葉町の中野地区復興産業拠点と双葉駅前の特定復興再生拠点を視察され、私から双葉町の復興の現状と課題について説明するとともに、国の対応を強く求めました。視察後、安倍首相からは復興創生期間後も福島復興が成し遂げられるまで国が前面に出て、全力を尽くすとの力強い決意が述べられ、町としても今後の復興再生に意を強くしたところです。

さらに、12月7日には、平成31年度国の予算案決定に向けて、町民の皆様様の生活再建策の充実と町の復興再生の加速化、さらに復興財源と国の支援体制の長期的な確保などの重点課題について、復興庁を初めとする関係省庁に対し要望活動を行いました。

11月27日、復興シンボル軸として位置づけられている県道井手長塚線、県道長塚請戸浪江線の起工式が双葉町大字中野地内で行われました。復興シンボル軸は（仮称）双葉インターチェンジから県道広野小高線までの全長7.1キロメートルを整備するもので、町への人の流れを強化するとともに、各拠点を有機的に結びつける町の復興に重要な役割を果たす道路となるものです。平成32年、2020年の暫定供用、平成34年、2022年の全線完成を目指し整備が進められます。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。報告が1件、条例の廃止が2件、条例の一部改正が8件、土地の取得が1件、土地の売り払いが1件、補正予算（案）が4件、合わせて17件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎報告第4号

○議長（佐々木清一君） 日程第5、報告第4号 専決処分の報告について、専決第6号 福島県市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第4号 専決第6号 福島県市町村総合事務組合理約の変更についてですが、地方自治法の改正に伴い、監査委員の選任方法等を改めたこと、また事務局の設置及び職員等の条項について整理するための福島県市町村総合事務組合理約の変更について専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたします。

○議長（佐々木清一君） 以上で報告第4号を終わります。

◎議案第77号から議案第92号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第77号から日程第21、議案第92号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第92号までを一括上程いたします。

◎議案第77号から議案第92号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第77号から議案第92号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第77号 双葉町公民館条例の廃止についてであります。東日本大震災で大きな被害を受けた双葉町公民館を廃止するため、条例を廃止するものです。

議案第78号 双葉町体育館条例の廃止についてであります。東日本大震災で大きな被害を受けた双葉町体育館を廃止するため、条例を廃止するものです。

議案第79号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。災害その他やむを得ない理由における印鑑の登録及び証明の申請に係る手続を規定するため改正するものです。

議案第80号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給率を改正するものです。

議案第81号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給率を改正するものです。

議案第82号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、給料表及び期末手当、勤勉手当の支給率を改正するものです。

議案第83号 双葉町税条例の一部改正についてであります。個人の町民税の納期前の納付報奨金制度は、その対象者が限定され、不公平感が生じていることなどから、この制度を廃止するために改正するものです。

議案第84号 双葉町公共用施設維持補修基金条例の一部改正についてであります。従来の本基金の目的である公共用施設の維持補修に要する経費に充てるほか、東日本大震災からの災害復旧・復興を目的とする事業に要する経費の財源として柔軟に活用できるよう、基金の取り崩しの範囲を拡大するため改正するものです。

議案第85号 双葉町墓地条例の一部改正についてですが、今年5月に完成した寺内前霊園の3筆の地番を合筆したことにより、その位置を合筆後の地番の表記に改正するものです。

議案第86号 双葉町営住宅条例の一部改正についてであります。東日本大震災で大きな被害を受けた町東住宅を廃止するため、改正するものです。

議案第87号 土地の取得についてであります。中野地区復興産業拠点整備事業用地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものです。

議案第88号 土地の売払いについてであります。環境省が実施している中間貯蔵施設整備事業用地に供するために町有地を処分するもので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。

議案第89号 平成30年度双葉町一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ6億9,851万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は264億3,363万円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。地方交付税は、震災復興特別交付税の増により1億2,891万円を追加いたしました。使用料及び手数料は寺内前霊園の永代使用料等の増により1,425万7,000円を追加いたしました。国庫支出金は、福島再生加速化交付金等の増により2億335万円を追加いたしました。県支出金は、個人県民税徴収取扱費交付金等の増により2,916万9,000円を追加いたしました。財産収入は、中間貯蔵施設用地の土地売払収入等の増により1,131万6,000円を追加いたしました。繰入金は、公共用施設維持補修基金や福島再生加速化交付金基金等からの繰入金として2億8,481万4,000円を追加いたしました。諸収入は、中間貯蔵施設用地の物件補償費の増により2,505万5,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、産業交流センター整備事業の年割額の変更等により4億2,825万円を追加いたしました。民生費は、家屋被害認定調査業務委託料等の増により1,190万9,000円を追加いたしました。衛生費は、寺内前霊園物故者名掲示板等設置工事等の増により572万4,000円を追加いたしました。土木費は、道路構造物撤去工事等の増により3,903万1,000円を追加いたしました。諸支出金は、公共施設整備基金や福島再生加速化交付金基金等への積立金として2億3,183万円を追加いたしました。また、継続費につきましては産業交流センター整備事業の総額、年割額を補正いたしました。

議案第90号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ2,285万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億4,775万3,000円となります。

歳入は、繰入金が他会計及び基金からの繰入金、合せて2,285万6,000円を追加いたしました。

歳出は、総務費が人件費15万8,000円の追加、諸支出金に国への返還金2,269万8,000円を追加いたしました。

議案第91号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ258万円を追加し、歳入歳出予算の総額は2億4,821万円となります。

歳入は、一般会計からの繰入金258万円を追加いたしました。

歳出は、委託料の増減により下水道維持費を1,500万円追加し、下水道建設費を1,242万円減額いたしました。

議案第92号 平成30年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,999万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は11億9,573万6,000円となります。

歳入は、国庫支出金971万4,000円、支払基金交付金486万円、県支出金315万円、繰入金226万4,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、保険給付費を施設介護サービス給付費の増により2,000万円追加いたしました。

以上、提案しました議案についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時25分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成30年第4回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年12月12日（水曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

3番 羽山君子君

1番 尾形彰宏君

5番 菅野博紀君

4番 高萩文孝君

散 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大浦富男君
生活支援課長	鈴木健一君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	高橋春枝

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号3番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

3番、羽山君子君。

（3番 羽山君子君登壇）

○3番（羽山君子君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、通告番号1番、ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

1番、生活サポート補助金について。当該補助金の未請求者数の人数を年代別に伺います。この制度は10年間と長期にわたり1年ごとに実施されるが、高齢者にとっては先行きに不安を感じておられる方が多い。高齢者が安心してできるよう国と検討していただき、数年分を一括交付するなど対応が必要と考えるが、町長の見解を伺いたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。3番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1番、生活サポート補助金について。生活サポート補助金、双葉町中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金の未請求者の年代別数と生活サポート補助金の一括交付の対応についてのおたただしですが、まず生活サポート補助金の未請求者の年代別数についてですが、平成30年11月末時点で平成28年度分対象者6,670人、うち未請求者合計が954人、うち年代別未請求者数内訳は年代で10歳代以内139人、20歳から30歳代262人、40歳から50歳代279人、60歳から70歳代159人、80歳代以上115人、合計954人。平成29年度分対象者数は6,592人、うち未請求者合計は1,330人、うち年代別未請求者数内訳は10歳代以内197人、20歳から30歳代369人、40歳から50歳代389人、60歳から70歳代239人、80歳代以上136人、合計1,330人。平成30年度分対象者分6,497人、うち未請求者合計が4,746人、うち年代別未請求者内訳は10歳代以内が614人、20歳から30歳代1,098人、40歳から50歳代1,220人、60歳から70歳代1,263人、

80歳代以上551人、合計4,746人となっております。

次に、生活サポート補助金の一括交付の対応についてですが、この補助金制度の構築の際にも、そういった議論も踏まえながら、共同でこの補助金を運営している大熊町、そして交付金の活用状況を管理する環境省などと協議を行い、現在の制度となった経緯がございます。当該補助金につきましては、原発事故に加えて中間貯蔵施設の整備によって長期の避難を余儀なくされている当町及び大熊町民にとって、避難前には必要のなかったと考えられる生活に係る経費など、実際に支出した一定の対象経費について支援するものであります。そのため、支出実績に応じて補助する枠組みであり、町民の皆さんの生活再建の支援のために制度化されたものですので、あらかじめ受け取ることが約束された補助金ではありません。そのため町としましては、生活サポート補助金の一括交付はせず、この制度を活用して、長期にわたることにはなりますが、町民の皆さんの生活再建の下支えとして支援していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 今、避難前にはなかったといいますが、原子力災害によって、ここに来て高齢者、病気になられる方も多くなっておられますし、やはりこれ高齢者にとっては喫緊の課題で、10万円といえども重要なお金なのですけれども、病気になられたりなんかすれば、なかなかここへ来られないという方も多いし、車で、電車で来るといってもなかなかできないと思うのです。せめて60歳から70歳までの方、60歳からずっと先の方がちょっと少なくなってきたのが救いかなと思うのですけれども、やはりこういう方に対しては、せめて2年分一括とかでできないものかなと思っております。申請書が理解できないために困難を極めている高齢者もあります。若い方は3年に1回でも来たときにとことできるのだけれども、そのことを考えたときに、やはりこれは再度国とか環境省に要望していただいて、ぜひ実現してほしいなど。

60歳以上が病気になられ、私もこの前、郡山の方が救急車で何回も運ばれるなんていう方、見つけてくれたのが配達屋さん、宅急便屋さんで、ベルが鳴っていたのでおかしいということで助けられたということが、まだ2回も3回もなるような方もおりますし、やはりそういう方に少しでも有利な、この制度を活用して少しでも心のゆとりが持てれば病気も楽になるかなと思いますので、せめて60歳以上ぐらいの方には、2年に1回とかの交付を実現してほしいし、やはりこれをするによって町の事務経費というのですか、少しでも削減できればいいかなと。

聞くとところによると、他町は一括で払うとかいろいろ話は聞きますけれども、やはりそうではなくても構いませんので、せめて2年に1回とか、私たち先行きがないという方もおりますので、ぜひこの辺を国とか環境省に要望されて、お願いできないかなと。例えば年が何歳以上とかという方でも構いませんので、よろしく願いしておきます。

それでは、2番に移りたいと思います。2番、産業交流センターについて。2020年度完成予定の施設を借り受け、営業を希望している事業主の数と、貸し付けを決定する時期を伺いたい。また営業開

始後、採算が悪化した場合、町としての支援策は考えているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、産業交流センターについて。2020年度完成予定の施設を借り受けた営業を希望している事業主の数と、貸し付けを決定する時期についてのおたただしですが、産業交流センターの貸し事務所につきましては、10月1日よりプレントリーの受け付けを開始しているところですが、現時点では4社よりプレントリーの提出をいただいております。町としては、今後、使用料の設定を含めた募集要項を早期に決定し、入居する企業の募集を進めてまいります。また、産業交流センターには、カフェ、食堂、レストラン、コンビニエンスストア、土産物店を整備する予定となっております。これらについても、出店希望者と入居に向けた検討や協議を進めているところであり、貸付の条件等をまとめて事業者との話を進めてまいります。

また、営業開始後、採算が悪化した場合、町としての支援策は考えているのかとのおたただしですが、産業交流センターのオープン時においては、住民の帰還がまだ始まっておらず、従業員の確保には一定程度難しさがあるものと考えられる一方、企業立地の促進や帰還が可能となる環境を整えることを踏まえると、小売店舗、飲食店舗等の立地は必要不可欠であると考えており、テナント入居者による魅力ある店舗運営を安定的に実施していくためには、入居後、一定期間の支援は必要と思われるので、この点についても検討を進めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 産業交流センターですが、帰還困難区域の大半を占める町の一部分の産業交流センター、やはり町として今先ほど町長がお話しされましたが、どのような業種ということでしたが、そういういろんな食料品から全てを入れるということですがけれども、これ2番目としてそういう家賃とかが例えば発生するとすれば、1カ月、1坪どのくらいなのかなというのも決まっているのかどうか。

それと、あと来客数をどのくらい見込んだら事業者は採算は合うのかとか、やはりいろんな業種が入るに当たって、それなりに例えばコンサルタントみたいな、こういう業種はこんな感じでやったら採算が合いますよみたいな、そういう相談してくれる相手を頼んだほうが、もしそういう食料品とかいろんな分野で入るのであれば、私は頼んだほうがいいのではないかと思います。

さらに、設置条例や利用条例などこの条例はいつ提案されるのかということも、ちょっと聞きたいなという思いもあります。それに対して、例えば産業交流センターは特殊な地域だと思うのです。近くに廃炉する設備があり、かつ低線量地域でもありますので、ぜひその辺のこともまだ考えていらっしやらないのか、それとも考えているのであれば、ちょっとお答えをお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、面積に対する家賃の単価、さらにはそういった立地店舗の来客数がどのくらい来ると採算ベ

ースに合うのか、そういったものを含めて、まず専門的なコンサルタントとかそういったものにいろいろと指導を仰いだらいいのではないかというふうなおただしでございますが、まさにそういうふうな状況は、これから我々も検討していかなくてはなりませんし、対応していきたいと思います。

また、詳細につきましては、復興推進課長に説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 平岩復興推進課長。

○復興推進課長（平岩邦弘君） 羽山議員のご質問にご説明いたします。

まず、産業交流センターの家賃、使用料をどのくらいにするのかというご質問でございますが、その点につきましては現在、産業交流センターの運営といたしますか、収支見通し等も今検討している段階で、その中で家賃を幾らにするかということは今現在、検討しているところでございます。

それから、来客数でございますが、こちら産業交流センターの周辺施設といたしまして、まず県のアーカイブ拠点施設、さらに復興記念公園、また産業団地、さらに産業交流センターでの貸し事務所等の入居者、さらに廃炉等の事業者等、かなりの往来する方が想定されておりますが、具体的に何人ということは、今収支見通し等含めて検討しているところでございますが、相当数の来客数が見込まれるというふうに考えております。

それから、産業交流センターの設置条例についてでございますが、これにつきましては2020年の3月に条例を設置したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 来年は2019年ですし、時間が少ないです。これ家賃は検討しているといいますが、中に入られる方はやっぱり計算して採算合うことを一生懸命頑張ってやっているわけですので、その中でも他町との事例を参考にして、すばらしい交流センターにしてほしいなど、実のある交流センターにしてほしいなど思っておりますので、その辺はよろしく願いしておきます。

3番に移ります。3番、ふくしま産業復興企業立地補助金について。町内の各事業主は、事業再開を目指し当該補助金を活用しようとしているが、補助対象要件及び基準が厳しい。一方、当補助金の採択状況を見ると、被災地と直接関係のない企業が高額補助金を受けられている。本来、放射能汚染により避難を強いられ、事業を休止せざるを得なかった帰還困難区域等の中小企業の再開を強力に支援するための補助金制度であるべきと考えるが、町長の見解を伺いたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、ふくしま産業復興企業立地補助金について。帰還困難区域等の中小企業の再開を強力に支援するための補助金についてのおただしですが、議員ご指摘のふくしま産業復興企業立地補助金は、避難指示区域等を除く県内全域において、製造業等の民間企業の生産拡大及び雇用創出を図り、地域経済の復興に貢献することを目的として福島県が実施しているものです。この補助金は、対象となる立地地域を避難指示区域等を除く県内全域としており、帰還困難区域から避難し

ている企業が、避難先等の県内において事業を再開する場合は補助対象となります。その際、ほかの一般的な企業に比べまして、補助率のかさ上げ等の優遇が行われております。

一方、当該補助金は、避難指示区域における立地を対象外としております。これは町内において事業を再開する場合には、より補助率が高く、対象業種や対象施設が拡大された自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の適用が可能となるためです。町としては、町内の各企業が、それぞれの場面に応じて適切に補助金を利用することができるよう、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） この県の補助金にもいろいろありますが、ではふくしま産業復興企業立地補助金という復興という言葉は、どうして福島県で入れたのか。ここ町で議論するあれではないのですけれども、やはり復興という言葉が入るということは、私たちも入るのかなということもありますし、この産業復興補助金は、私も行きました。でも対象業種や経費、確かに福島県、私たちは除外されておりますよといいますが、やはり復興です。それなのに、200億円とかお使いになられるのは結構なことですが、復興という言葉がある限りには、私たちも同じだと思うのです。そんな中で、福島県全部で600件、要するに復興と書いてあるから、復興のために使うとすれば福島県全部の復興の中に600件ももういただいていると。私が行ったとき、こういうふうに言われました。今回受け付けは、もう終わりかもしれないと。第11次まで今いただいているのですけれども、600件いただいているのですけれども、もう終わりになるかもしれないのでと言われましたし、もっといろんなこと言われて、私もこの補助金に対してショックを受けて帰ってきたのです。

しかし、そういったからといって、行かなかったわけではなかったのですけれども、結局却下されたことがありまして質問するわけではないのですけれども、やはり提出される書類も物すごいのです。頼まれたときも、私も税理士さんを頼みました。そこへ行っても、何度も却下されて、私はそれではしょうがないなと思ったのですけれども、やはり復興とある限りは、私たちは帰還困難区域にあって、どの補助金にも該当するのではないかと。実際双葉町でも3件の業者がいただきましたけれども、どの業種だって双葉、大熊というか、震災でいろいろ被災を受けた業者はやはり受けられるのではないかなと。何が帰還困難区域だから受けられないとか言っているのですかと、私本当にその辺が不満でどうしようもないのです。町長は県にしょっちゅう行っておられるので、やはりこの辺のことも帰還困難区域は受けられない。では、帰還困難区域も同じような補助金があるのかといったら、金額は少なく私は見ているのです。

やっぱりそうではなくて、復興と書いてあるのですから、私は復興できる。この補助金の中、まして帰還困難区域の方は何でも、やはりある程度のあれがあれば引き受けますよぐらいなことを言ってほしかったのです、私は。それがいいから、もっと要件は厳しいし、帰還困難区域の事業者に対してももっと手厚い補助金を出していただけないかなということをやび陳情していただきたいのです。それをお願いして、皆さん、やはり避難して事業が再開できないでいる人の心情を考えたら、やはりも

う少し県も優しく対応してほしいなと思うこともありますので、ぜひ県に行ったときには陳情してほしいということを私は要望して、この質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、4番に移ります。4番、帰還困難区域等の避難者対策について。高線量につき帰還困難区域を強いられている町民の中には、収入が限られて生活が苦しいと訴えている人が出てきている。町はこのような実態を把握し、国に対し賠償指針の見直しを要請するなど行動を起こすべきと考えるが、町長の考えを伺いたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4番、帰還困難区域等の避難者対策について。高線量につき避難を強いられている町民の中には、収入が限られて生活が苦しいと訴える人が出ている。町はこのような実態を把握し、国に対し賠償指針の見直しを要請するなど行動を起こすべきと考えるが、町長の考えはとのおたただしですが、避難生活が長期化し、町民の皆さんの生活再建の見通しが不透明であり、その被害実態が多様化していることを踏まえ、一刻も早く町民の皆さんのお一人お一人が生活再建を果たせるよう、本年7月に原子力損害賠償紛争審査会が現地視察に訪れた際、中間指針の適時的確な見直しやADR和解事例の指針への反映などを要望し、また12月7日に岩本副議長とともに関係省庁に対して、被災地域について一律の対応をすることなく、町の被害実態に即した賠償の実施と長期避難が続く町民の生活再建支援を実施するよう求めています。

町としましては、そういった要求・要望活動を継続的に実施し、国などの関係者に、いまだ全町避難が続く双葉町の特殊な状況を理解してもらい、被害実態に即した賠償、生活再建支援を実施させることが町民全体に対する賠償改善につながるものと考えておりますので、関係者に町内を見ていただくことも含め、引き続き被害実態に即した賠償、生活再建支援の継続した充実を強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 12月7日に要望書を提出されて、これだけの省庁を回った陳情は大変なご苦労であったかなと思うのですけれども、やはり私は高線量ということで、ちょっと調べて要望されたということで、それはすごく感謝しております。ただ、高線量につきということで、事故前は線量限度が年間1ミリシーベルトに限られたのに、事故後は20シーベルトまで緩和されていると。低線量地域に住み続けたチェルノブイリの人たちも、やはり甲状腺や糖尿病の疾患、リュウマチ、心臓病など病気が物すごい出ています。今でも出ていますよということなのですけれども、そういった中でも、もう避難して7年と9カ月たちますと、やはりいろんな病気も出てきて、生活苦もだんだん出てくると、あとふるさとに何年たてば帰れるかわからないということもあって、生活設計が立てられなくなってきております。

そんな中で、新聞には喜多方市やいわき市が原発の賠償を請求されています。12月2日の新聞に、税収入格差ということで東京都から地方へ5,000億円の配分をされるということが新聞に出ていまし

た。高線量につき帰還困難区域、避難している私たち、それは絶対にいただきたいお金だなと私は思ったのです。なぜか、やっぱり福島第一原子力発電所の電気、全て東京近郊ですよ。この5,000億円という金、自民党さんでやっているのであれば、帰還困難区域の方の避難していろいろな苦勞されている皆さんで今回は使ってもらおうなんていう、そういう思いはないのかなと、私。本当はみんな苦勞しているのです。だから、そういうことを踏まえたときに、今回、町長さんが要望書を持って12月7日に副議長と行かれたと言いましたので、私は少しは話、経産省とか文科省とか復興庁とか回られてきたので、そのところは提出されたということで、それに対しての手応えは何かあったのかなということでお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、12月7日、さらには先月24日、安倍総理が町内視察、さらにはその前の7月に原賠審の鎌田会長が現地視察ということで、そのたびごとにいろいろな要望はさせていただいております。まず最初に、7月に原子力賠償紛争審査会の田中会長が町内視察に来られたときには、双葉町の被害実情、被害実態というのは、他の避難指示解除をしているところであったり同じような状況というのはあり得ないですよ。双葉町の特殊事情をよく理解をして、避難をしている住民の皆さん一人一人に対応をしていただきたいということで、なかなかお会いする機会もありませんし、もっともっと我々の考えを聞いていただくということも含めて、そういう要望をさせていただきました。そういったことで鎌田会長からは、そういうふうな対応に対して、我々もそういうふうな避難をしている住民の皆さんの声を聞く機会をもっとふやしていきたいというふうなお言葉をいただいたところであります。

さらには、先月、11月24日の安倍総理の双葉町内視察ということで、これはメディア等には出てはおりませんでしたけれども、双葉町の駅前の交差点から数分間、安倍総理と歩いて、いろいろな双葉町の実情を訴える時間がありました。本当に数分でしたけれども、その中で双葉町の被災の現状、荒廃の状況、さらには全国に避難をしている住民の皆さんの実情をその中で話をさせていただきました。結果、福島の復興に関してというふうな大きなくくりではありますけれども、創生期間で福島の復興がなされる状況ではない場合は、国としても前面に出て、その支援をするというふうなお言葉をいただいたということで、安倍総理におかれましては、ある程度の理解はいただいたのかなというふうに考えております。

そういったことで今回の要望活動に関しましても、そういうふうな双葉町の特殊事情、全町避難が継続している2つの町の1つの町であるということを強く各関係省庁には訴えをさせていただきました。双葉町の実情というのは、他の自治体と全然違うのですよということを強く訴えることによって、双葉町の被害を受けている住民の皆さんの賠償にも少しでも手助けになればということで、訴えをさせていただいてきたということでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番(羽山君子君) やはり私もそうなのですけれども、こうやって一般質問でお話しされていて、要するに決めてがないのです。大体総理大臣が来て、環境省の大臣が来たりしても、はっきり言って私たちの生活の精神的な賠償はどうなっているのでしょうか。やっぱりもう少し突っ込んでお話ししないといけないと思うのです。だからこの前も町長と皆さんにお話ししましたとおり、1人で陳情に行くときは、皆さんで行ける場合があれば、みんなで行って陳情しようではないかということをお話ししましたけれども、やはり1人の力より8人の力ですので、ぜひもう少し決め手のある回答を、私も皆さんにいつも同じだねと言われるよりは、何か変わったねと言われるようなあれをしたいので、ぜひ大変ご苦労であるかと思うのですけれども、決めてのある回答をこの次はお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、5番に移りたいと思います。5番、中間貯蔵施設について。町の中間貯蔵施設に搬入される廃棄物の量は幾らか、当初予定数量と変更がないか伺います。また、本格搬入はいつからかお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 5番、中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設への搬入量は幾らか、当初予定数量と変更はないかとのおたただしですが、中間貯蔵施設への搬入量は平成27年度から平成29年度までの3年間で、双葉、大熊両町合わせて75万8,655立方メートルあり、当初計画の70万立方メートルとの大きな差はなく、計画どおりの搬入が行われました。また、平成30年度輸送の当初事業方針では、両町合わせて180万立方メートルの搬入を予定しており、11月末での搬入量は98万6,000立方メートルであり、今年度予定数量の54.8%の搬入が完了しております。今後も引き続き輸送を行い、年度内には予定数量の搬入が完了する見込みとのこととです。

なお、双葉町への平成27年度から本年11月末までの累計搬入量は66万708立方メートルとなっております。また、本格搬入はいつからとのおたただしではありますが、環境省では、これまでの輸送を通じて、さまざまな知見、データを収集し、安全かつ確実な輸送に努めております。一方、昨年12月より土壌貯蔵施設への搬入が始まったところですが、土壌貯蔵施設や輸送路は鋭意整備中であり、保管場への輸送も並行して行い、環境省としては安全確実を旨として引き続き輸送を継続していくとのこととです。

○議長(佐々木清一君) 3番、羽山君子君。

○3番(羽山君子君) 66万800立米が双葉町に入ったのですね。 _____

私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 羽山議員さんに申し上げます。この通告については、あくまでも中間貯蔵施設ということで通告されています。賠償のほうはここには入っていませんので、再質問ですか、賠償が入っていましたので、そこは賠償は賠償としての通告をしていただきたい。

○3番（羽山君子君） それは関連ではだめでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 中間貯蔵ですから、ちょっとここは関連がないということをお願いしたい。

○3番（羽山君子君） 大変失礼いたしました。

○議長（佐々木清一君） 先ほどのやつは取り消しでよろしいですか。

○3番（羽山君子君） はい、わかりました。それでは、取り消しをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 許可します。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号1番、尾形彰宏君の一般質問を許可いたします。
1番、尾形彰宏君。

（1番 尾形彰宏君登壇）

○1番（尾形彰宏君） 1番、尾形彰宏、通告番号2番、ただいま一般質問通告に基づいた議長の登壇の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

1番、土壌廃棄物等の利活用について。中間貯蔵施設において処理された除染による土壌廃棄物等について、道路の床材、埋立地利用などその利活用を考えておく必要があると思いますが、町としてのお考えをお伺いしたいと思います。

ちなみに、先日の12月6日に開催された全員協議会での環境省さんからの説明では、本年10月末時点において8,000ベクレルパーキログラム未満の含有割合が8割以上であるというふうなことでしたので、あえて町にお伺いするまでもなく、環境省さんからの説明いただきました。それを前提とした上で今の質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、尾形彰宏議員の質問にお答えいたします。

1、土壌廃棄物等の利活用について、除染による土壌廃棄物等の利活用についてのおたただしですが、国では8,000ベクレル以下の除去土壌等を再生利用の対象としております。管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における盛り土等の構造基盤の部材に限定し、適切な遮蔽圧の確保や継続的な維持管理を行うことにより、作業員や周辺住民等の追加被曝線量を一定の基準以下に抑えるという方針のもとに限定的に利用するとしており、現在、南相馬市と飯館村で再生利用の実証事業が行われております。

町としましても再生資源化した安全な除去土壌等の利用は、中間貯蔵量の減容化に資するものと考えており、実証事業やモデル事業等を実施し、安全性、具体的な管理の方法を確保し、関係者や地元の理解を得て各市町村で再生利用を行うことには、県外最終処分を効果的に進めてもらうためにも、一定の理解を示したいと考えております。

なお、国では今後、これらに関する研究施設として、実用的、実務的な技術開発を行う技術実証フィールドを大熊町に整備を予定し、双葉町にも候補地を検討中であり、その実証結果等にも注視するとともに、国に対しては中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分完了に必要な措置も進めていくよう求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君）

○議長（佐々木清一君） 尾形議員に申し上げます。

この土壌の利用、これについては町が決められることではなく、国の施策の中でやることであって、やはり町の議員として、町がどういうふうにかかわれるかということならいいのですけれども、この部分については余りにも全国的な国の対策に対する質問は、ちょっと町長は答弁できないので。

○1番（尾形彰宏君） 休議してもらっていいですか。

○議長（佐々木清一君） いや、休議しません。

ですから、やはりここの質問は変えてください。

○1番（尾形彰宏君） では、手を挙げます。ちょっといいですか、発言して。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） 今言いましたように。

○議長（佐々木清一君） 立ってやってください。

○1番（尾形彰宏君） 今言いましたように、そんな沖ノ鳥島……

○議長（佐々木清一君） 私が言っているのは、尾形議員だめです。

○1番（尾形彰宏君） 全国レベルでの話ということになりかねない部分については……

○議長（佐々木清一君） それを取り消してください。

○1番（尾形彰宏君） いや、最初の部分で……

○議長（佐々木清一君） 取り消してください。

○1番（尾形彰宏君） 最初の部分で浜街道について触れているわけだから、それは双葉町についてかかわるといふふうに思うのです。

○議長（佐々木清一君） だめです。

（「議事進行」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） だめです。これ以上超えたら答弁をとめます。取り消してください。でないと、続き……

（「議長、議事進行諮ってください」と言う人あり）

○1番（尾形彰宏君） 何を取り消す。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時48分

再開 午前10時25分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） 私の質問の1番目の土壤廃棄物等の利活用についての再質問については、取り消しさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。どうもご迷惑をおかけして済みませんでした。この場をおかりして謝罪します。

○議長（佐々木清一君） ただいま尾形彰宏議員から1番目の再質問について取り消しするという申し出がありましたので、議長、これを許可したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） それでは、そのような方法で進めさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君、次の質問を許可します。

○1番（尾形彰宏君） 許可ありがとうございます。では、第2番目の質問に入らせていただきます。

福島第一原発の廃炉と高レベル核廃棄物最終処分場問題についてということですが、平成27年1月7日に締結された福島県双葉町及び大熊町との福島第一原子力発電所の廃炉等の実施にかか

わる周辺地域の安全確保に関する協定書と、そのうちの特に措置要求の実施実績と結果をお伺いいたします。また、燃料デブリ処置処分、高レベル核廃棄物処分場について、町としてその方向性をどういうふうに要求していくのかをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、福島第一原発の廃炉と高レベル核廃棄物最終処分場問題について。福島第一原発の廃炉と高レベル核廃棄物最終処分場問題についてのおたただしですが、まず福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書のうち、特に措置要求の実施実績と結果についてですが、いわゆる廃炉等に関する安全協定第9条に掲げる適切な措置の要求の実績とその結果につきましては、平成27年2月22日、24日において、福島第一原発構内排水路から高濃度の放射性物質を含んだ雨水等が港湾内外へ流出した事象を受け、3月3日に、当町も構成員となっている福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会から東京電力に対して、再発防止策の実施、管理体制の強化、情報公開の徹底等を踏まえた措置要求を実施し、3月30日に東京電力から排水路の放射性物質濃度の低減等必要な対策の継続的な実施、説明責任の徹底等の回答がありました。

次に、燃料デブリ処置処分、高レベル核廃棄物処分場について、町としての方向性をどのように要求していくのかについてですが、平成28年8月29日に福島県知事及び私を含む地元13市町村長から経済産業大臣に対して、燃料デブリについては、世界の英知を結集し、安全かつ確実に取り出すこと、燃料デブリや使用済み燃料などの放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分することを申し入れました。同様に、町も関係府省庁や東京電力に対して、双葉町側の敷地が廃棄物置き場とならないよう、また福島の復興、再生が進む中、将来に向け福島県にさらなる負担を強いることのないよう、原子力政策を推進してきた国の責任において、燃料デブリは使用済み燃料その他放射性廃棄物とともに処分方法の議論を進め、県外において適切に処分するよう要求し続けております。引き続き長期的な廃炉作業の安全監視に努め、放射性廃棄物の処分方法等について早急に検討するよう、国及び東京電力に対して求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） 再質問ということですが、実はこの1年間、私は双葉町でありながらも、やはり浜通り、イノベーション・コースト構想ということについてフォーラム、セッション、セミナー含めていろんな展示会等行ってきました。1年かかって、これはというふうな思いつきといいますか、ありました。

結論を言いましょう。バックエンドについての前に、まずは廃炉の計画についてですが、電力企業さんではこういった双葉町の要望に基づいて、廃炉資料館の開設ということが行われたのは、皆さんご存じだと思うのです。もちろん夏場8月には廃炉フォーラムということで、一般の高校生まで巻き込んだ形でフォーラムやりました。あとは、専門的な技術的な話なんかもありました。それも両方出てきたわけです。今は、現状を踏まえると、廃炉計画についてはコミュニケーションの場の提供という

ことで考えても、一般の人にも理解できる工夫があるというふうに評価しています。

ただ、その後、連動する、廃炉の後の連動したバックエンド、いわゆる最終処分場問題については、やはりこれどんなメディア、インターネットも含めてそうなのですが、見ても、芳しい報告、ニュースは残念ながらないわけです。これは私が十数年前初めて議員になったときに、佐賀県の玄海町に行ったときに、その議員さんたちと意見交換会したのですが、やはり十数年前でもそうです。結論が出てこない。先が見えない。結局私が手を挙げて話したことは、お月様、地球を超えてしまって、地球の外に、宇宙に放り出すわけではなくて、月に埋めるという方法も選択肢として考えたらどうかというふうに言いました。でも、その時は、みんなまだこんな時代が来るというふうには思っていなかったわけです。

しかしながら、この1年間、私は福島イノベーション・コースト構想含めて見てみると、何よりも大手のゼネコン企業が、明確に言いますけれども、宇宙エレベーターということをパネルにして展示しているわけです。何で放射能対策展という名目で東京の科学技術館で行われたのに、放射能対策展なのに宇宙エレベーターかと。その宇宙エレベーターそのものについては、私たちも技術の世界の中では、やはり工学部出身だと言っているのですよ、10年前。もうそれしかないのではないか。ロケットで打ち上げるなんていうのは古くさい考えだと。何よりも1956年に核実験場の名残として地下に埋めるという発想自体が、もう時代にそぐわない。60年、70年以上たっているということを考えて上で、私はあえて勇気を持ってなのですが、双葉町に直接関係ないと言われると困るのだけれども、そういった最終処分場の問題は日本全国に分散しているわけなので、月の南極に高レベル核廃棄物を埋設して、熱源として再利用する。

なぜそんな熱源なんて言うのということなのだけれども、ことしの8月21日、アメリカのハワイ大学はインドとNASAが打ち上げた月探査衛星の結果をもとに、月の南極あるいは北極には氷がある可能性があるとして発表した。8月21日です。つい最近です。そういう時代の新たな変革というのが、どんどん、どんどん変わってきている。インターネットもそうですけれども、第4次産業革命の、さらにその上を行きつつあるというのが現状だということ踏まえると、決して私が言っている月の南極に高レベル核廃棄物を埋設し、熱源として再利用しましょうなんていうのは、大げさではないのです。

ちなみに、その展示会場でJAEA、それから福島県、それとJAXA、宇宙航空研究開発機構、そこでもちょっと担当官の方に話しました。最初はおっと驚くのですが、やはりうんうんと食いついてくるのです。理解できているわけです、技術者としては。だから今までの話は、あくまでも計画とか理解のレベルの話なのだけれども、要するに地震が多い日本では、欧米の大国での核実験に基づいた考え方を受け入れるというのは非常に難しい。近いところでは南米チリの落盤事故ということもあるのですけれども。埋設案自体が白紙撤回されたという経緯もあるのです。

○議長（佐々木清一君） 質問をもう少し簡素化してください。

○1番（尾形彰宏君） 質問というか、そういうことを説明しないと何言っているのだというふうな

形になるので、ちょっと話させていただきましたけれども。

○議長（佐々木清一君） 質問を簡素化して質問してください。

○1番（尾形彰宏君） はい。技術的にはカーボンナノチューブの発見ということで、これがノーベル賞候補になっています。だから使うことで、このバックエンドの問題をやることは、日本の技術の後押しになるわけです。地下の埋設は、基本的に欧米の技術です。そういうことも含めて、国内の発想というのは国内で、新たな考え方として提案していく、それが来年、年号が変わり、東京オリンピックが来て国際的な注目を浴びる。そういう点での今の時期としてはタイミングいいのではないかとということで、私としては国際特許もしくは国内の特許ということを含めて、自己主張を権利化して、それを町の財源として充てていく。県にも、双葉町にも、大熊町にも利用価値があるという主張になってくるのではないかとというのが自分の自説なのです。ということで簡略化しました。

こういうふうな考え方というのは、どうしても調査依頼ということを町のほうにお願い……

○議長（佐々木清一君） 質問を簡素化してください。

○1番（尾形彰宏君） だから終わりです。調査依頼ということをしなければいけません。その検討をしていただけるかどうか、検証と調査、要望に近いものがあるのですが、それちょっとお願いいたします。再々質問はしません。再質問だけで、町長の回答で終わります。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問にお答えいたします。

るお話ありました。そういった中で最終処分に対する考え方は、いろいろ専門家の先生方も含めて検討されているというふうに伺っております。世界の原子力発電所の中で最終処分に対する考え方がある程度はつきりと方向性を示しているのは、私の知っている中ではフィンランドかなというふうに思っています。日本でも今後、最終処分というふうな方向性が見えてこなければならないのが必要なことであると思っていますし、今議員からご指摘あったようなことに関しましては、引き続き長期的な廃炉作業の安全監視に努めて、放射性廃棄物の処分方法等について早急に検討するよう、国及び東京電力に対して求めていきたいと、そういうふうに思っています。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ありがとうございました。

それでは、3番目の双葉町海岸での初日の出詣についてということで、初日の出参拝についてということ、震災前は恒例だったふるさと双葉町での初日の出参拝のイベントを行う考えはあるのか、あわせて双葉海岸の現状と町としてのお考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、双葉町海岸での初日の出参拝について。双葉町での初日の出参拝イベントの実施と双葉海岸の現状についてのおただしですが、現在、双葉町の中浜、中野地区につきましては避難指示解除準備区域、郡山地区は帰還困難区域となっております。双葉海岸の状況は、福島県

により郡山中野海岸災害復旧工事が実施されており、また隣接する避難指示解除準備区域において海岸防災林事業が進められているところです。

初日の出参拝イベントにつきましては、現時点でいつ実施できるかという判断状況にはありません。今後、双葉海岸周辺が整備され、立ち入り規制が解かれるのが前提である上、いろいろ制約条件も生じると思いますので、その時点での条件により検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ご答弁ありがとうございます。

先ほどもちょっと話しましたが、時代は変革の節目にあります。年号が変わります。東京オリンピックも開催され、今度はなおさら大阪の万博なんかも始まると。日本国内にはぎわってきます。その中において、福島県というのがいま一つ、風評被害も含めてマイナスのイメージがあることはご存じだと思いますが、しかしながら我々双葉町、当該当事者としての双葉町の考え方としては、やはり何人かの方が希望という言葉で、町長はスローガンというか、自分のキャッチフレーズに掲げているということなのですが、やはりこういう時代の節目にあって、双葉海岸でみんなで万歳三唱するというのは、何か自分のイメージの中ではすごく晴れやかないい気分なのです。よくやってくれたと。

線量がといっても、私は今現場にいて、あそこの線量は0.1以下なのです。なおかつ、内側に入ってくると、中野産業拠点あたりは0.05です。そういうことを踏まえて、浜街道から、浪江から入って郡山の前ぐらいまではゲートがなくて通行可能になっています。そういう状況を含めて、何人かの人たちは実際行って、初日の出を拝むのではないかという現状あり得ると思うのです。だとしたら、もうことしは難しいかもしれないけれども、その辺は十分考慮に入れた上で、ぜひ2020年度でもいいですから、その辺は前向きにご検討いただければというふうに思います。ぜひよろしくお願ひしたいということで、これ要望になってしまうのかな。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。議席番号5番、通告番号3番、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い町政全般について質問させていただきます。

まず、1番目の質問に入りたいと思います。双葉町の復興について。双葉町復興については、今後

の計画が不透明に思われます。例えば町民の帰還時期や燃料デブリ取り出し時期と保管場所など、さまざまな問題が挙げられます。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、双葉町復興について。双葉町復興についてのおたただしですが、復興に向けた取り組みについては、これまで町では町民一人一人の復興と町の復興を目指し、2016年12月に復興への道筋を示すべく、復興まちづくりに関する総合計画として双葉町復興まちづくり計画（第二次）を策定しており、この計画に基づき各施策の取り組みを推進しているところです。また、その翌年の2017年には、福島復興再生特別措置法が改正され、帰還困難区域においても避難指示を解除し、住民の帰還が可能となることを目指す特定復興再生拠点区域を定めることができるようになりました。それを受け、町では特定復興再生拠点区域復興再生計画を定め、内閣総理大臣の認定を2017年9月に受けたところであり、その計画において避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺の一部における避難指示解除の目標時期を2019年度末、すなわち2020年春、また特定復興再生拠点区域の避難指示解除の目標時期及び解除区域における帰還の開始時期を2022年春としたところです。

一方、燃料デブリの取り出し時期と保管場所につきましては、政府が策定した東京電力ホールディングス株式会社、福島第一原子力発電所の廃炉等に向けた中長期ロードマップ、並びに原子力損害賠償・廃炉等支援機構が策定した東京電力ホールディングス株式会社、福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2018では、2019年度に燃料デブリの収納、移送、保管方法を含めた初号機の燃料デブリ取り出し方法の確定、2021年内に初号機の燃料デブリ取り出し開始を目指すこととされており、原子炉内部調査等による情報収集、燃料デブリの性状把握等のための技術開発・研究等が進められております。

町では、放射線量の十分な低下に加え、廃炉が続く福島第一原子力発電所及び中間貯蔵施設の安全が確保されていることが前提になるものと考えており、これまで定めてきた計画に基づき、引き続き町民の皆さんのご理解を得ながら、町への帰還が可能となる環境の整備に向け取り組んでまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

これちょっと要望書を1つ、きのういただきました。12月2日に行ったという要望書を見せていただきました。この中で何を一番大事にしているのか、優先順位を見せてもらったときに、3番目に人の復興ということがあります。その人の復興の中で、13番目の町民の被害実態に即したことと書いてあるのですけれども、今そこまで進んでいいのかなと、そこは違うのではないですか。今の避難生活に合ったことをやらなくてはならない時期ではないのですか。2020年度の春に帰還したいというような答弁、今ありました。だけれども、ではそれまで皆さんどうすればいいのですか、賠償もみんな終

わって。人への復興ではなくて、今現時点の避難生活でのことでの要望書だったらわかりますけれども、それで13番目が一番最初に来ることではないのかなと私は思います。

町長が町政懇談会やりました。いろいろお話聞きました。僕たちも言いました。町民の皆さんも言いましたという電話は、僕もいただいています。今の避難生活が大変だということだけれども、実際には町長の話が半分以上時間が決まっています、町への復興、要は物です。ハード面です。建物とかそういうものの復興をやっています。復興再生期間の話も町長にお話聞きました。今やらなかったらできなくなる。だけれども、実際には帰還時期の話をさせてもらえば、燃料デブリとかそういうものも全部決まっていけないわけではないですか、置く場所も何も。それどころか、个体廃棄物建屋10号から13号までの計画が東京電力であって、もう整地してあるわけです。誰が考えても燃料デブリとったら、ここに入れるのではないか。みんな不安の中で、そこに帰れと言っていること自体が、帰還時期は2022年、それで今答弁があったように、ちゃんとしたそういう整備ができてからといえますけれども、実際には何もきまらないうちに、もう2020年の春とかそういうのが出てくるのがおかしいと思う。それは町民の皆さんもみんな一緒だと思います。

復興の中にはなくて、今の避難生活の中で、どういうふうになっているかということ町政懇談会で、皆さんは大変なのだと町長に訴えたということをしていました。そこを町長は聞いていただいているのかなと思って、僕は今の答弁ですごくがっかりしました。ましてや安倍総理来たときに、電話何件かいただきました。ちゃんと言ってきたのかと。いや、僕ら呼ばれていませんと、知りませんでした。さっきの同僚議員の答弁の中にも、数分間話した中身が出てきた。ある程度理解したというよりも、答えを持ってきていただかなければ、もう1年以上賠償とかそういうのは終わっています。

7月の原賠審の話もお聞きしました。中間指針、法律ですか、当町町民は法律の中での賠償を受けているのでしょうか。間違っていないときは、ちゃんと言うところを言わないと、本当に苦しんでいる避難生活の方々をどういうふうにしていくのか、それが2つ目ですね、さっきのが1つ目で。

それと、双葉町復興、今現時点で建築許可が出るのかなと、建築許可が双葉町町内出ますか。今、ことしの改正で、原賠法の中で今までは立ち入ることに関して罰はなかったです。ことしの改正の中で、私も定かではないのですが、内閣総理大臣、内閣府が許可する者以外は入れないような法律ができていると思いますけれども、それに関してはどういうふうにお考えなのか。ここは民主主義の国なので、日本というのは、自分のうち、自分の土地に入れられないような制限をされるというのは、私がおかしいと思いますけれども、そこら辺のことを町長、どういうふうにお考えなのか、これ3点目お聞きします。原賠審のことと、今言ったこと、要は建築許可が出るのか。それも出ない状況で返すというのはおかしいと思いますので、そこら辺ご答弁お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

いろいろご指摘ありました。特に、まずデブリの取り出しであったり、帰還する時期の問題であったり、あと全国に7年9カ月も避難を強いられている町民の皆さんの生活再建支援、いわゆる賠償も含めたものに対して町としての考え方、取り組みのおたただしだと思います。さらには、帰還困難区域内の建築許可、そういったものに対しての質問であったと思います。

まず、帰還に関しましては、この部分は何度も町政懇談会の中で話をさせていただいておりますが、まず帰還目標を設定しているか、そのとおりできるかどうかというのは、放射線の低減であったり、生活するためのインフラの復旧がきちんできていくかということがしっかり検証されるということが第一の目標だと思っております。さらには、住民帰還はあくまでも住民の皆さん一人一人が、この現状で戻って生活しても大丈夫だというふうなご判断をいただいて、それぞれの皆さんの判断を仰ぎながらやって行くというふうに町としては町政懇談会でも申し上げております。

賠償方法が一番大切なことではないかというふうなおただしではありますが、そのことに関しましては優先順位というわけではなくて、町の最重点事項としまして賠償の取り組みには、町としても国にいろいろな機会、事あるごとにその状況、双葉町の今の現状が非常に他の自治体とは違う状況であり、町民の皆さんがいまだに全町避難が継続しているというふうな訴えをすることによって、風評風化、そういったものが一番今回の時間が経過するとともに、対応がどうしても忘れ去られてしまう危険性があるというふうなことで、国、関係省庁には強く申し入れをさせていただいております。

そういったような取り組みをしているということをご理解いただきたいと思いますが、建設許可に関しましては、建設課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） それでは、菅野議員の再質問についてご説明いたします。

建築確認申請についてでございますが、確認申請は福島県での審査となっております。申請が出れば、県のほうでは建築基準法に合致していれば審査いたしまして許可を出すということと聞いてございます。

以上で説明を終わります。

（何事か言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 安倍総理にお会いしたときに、こちらのほうとして、短い時間ではありましたが、2人だけで話ができる時間がございましたので、その中身についてお話をさせていただきたいと思っております。長期にわたる避難指示に伴い、双葉町の復興は他町とは大きくステージが異なっているということを申し上げております。そのため復興創生期間終了後も、双葉町の復興に向けた取り組みは継続されてほしいと。また、生活再建支援を含め、引き続きより一層のご支援をお願いしたいというふうな中身を説明、お話をさせていただきました。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長、要望書を持って、何で内閣総理大臣のところに行ってもらえないのかなど。答えは、今どういうふうにあれだというのは、みんな困っているわけです。復興再生期間に合わせた町の復興というのは、あり得ないと僕は思います。逆に言えば、交流センターに関しては目をつぶっている部分が僕はあるのです。それは何でかということ、今、私が小学生の10歳の子供がいます。その子が、この車格好いいなと、お金で買って乗れるのは8年後です。それと同じことをしていませんか。帰る時期が定かでない中で、ふわふわしている中で、片方で2022年ある。だけれども、帰還の時期がどうなのといったとき、そこに立ったときに、行政の建物というのは40年、50年平気で使うのです。その時に最新のものをつくらなければ、10年後、20年後にはもう古い施設なのです。古い施設からスタートするのですかということになるのです。

今、車で言いましたけれども、8年たてばほとんどもうナビもみんな全部変わっていくということなのです。ましてや、次の質問の中にあるので、ここはちょっと控えますけれども、将来的に双葉町が本当に使う大事な施設です。それを逆に言えば、本当に不動産業みたいな賃貸業をやります。普通の一般の企業であれば、そこで利益を出さなくてはだめだ。行政がやったときには、利益は出せないのです。ましてやこの前の復興本社の一件ありました。この前も僕、視察に行ったときに、最初から借りる予定でそういう話はしていましたよとされているのです。何で加害者の東京電力さんに、万が一入ったとしたら、入った時点で、町長、皆さんの目は東京電力のためにつくったのだねとなってしまいます。費用対効果の問題、35億円何年後にペイできるのかなど。今の交流センター、例えば減価償却何年で、それで何年でペイできるのかお聞きします。これはただ建物だけではないです。本当に町として管理とか、そういうものも含めた中で、そういう計画もしているでしょうから、何年後にペイできるのか、ひとつこれは質問させていただきます。

あと安倍総理との話の中で、お返事はそういうふうと考えてもらえるのではなくて、私たちは町民の方々の説明できる答えを持ってこなくてはならない時期に来ていると思うのです。その時にちゃんとした文書でもらえないのかという話を前にもしています。ただ口約束だけでは、環境省の時の、実際に言えば中間貯蔵影響緩和交付金、あれだけ全協でやって、あれだけ説明されて、一般財源に近い、一般財源に近いと全部ひもつきではないですか。そういうようなことでは困るのです。国が説明した中間貯蔵影響緩和交付金、一般財源に近く持ってきます、一般財源に近く持ってきます。それが要はひもつきで、これにしか使えませんよ、あれにしか使えませんよとやられた経緯があるわけです。双葉町の全協は軽視されたわけですから、そういうのもあるので、ちゃんとした結果を持ってきてくださいということを言っています。

それで、今度要望するときがあるのであれば、僕はぜひ内閣総理大臣、安倍晋三さんにお頼みしていただきたいと思います。今の省庁では、全然何もやっていただけていないので、もっともっと町長も町民の話聞いて、国のトップである安倍晋三さん、これは今あれですけども、広島「原爆市長」という本があります。あの市長に関しては、選挙の時は戻っていますけれども、ほとんど東京に

いたそうです。話を聞いてもらえる時間をとるために、ほとんどが東京で、あのころは助役とかそういうのがいて、その人たちが運営した中で、広島市民の話を市長に届けて、その話を国会議員、大臣、内閣総理大臣の時間をあけてもらうために、それだけやってきたという本もあります。そういう実績のこともあります。今現状、本当に避難生活で大変だと思うので、そこら辺に関してご答弁お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

帰還時期が決まっていないというふうなお話もありましたけれども、そのことにつきましては2022年の目標ということで町としては取り組んでいきたいと。さらには、そのための建設物、いわゆるそういったものはつくってしまうと年々古くなるというふうなご指摘でありましたが、復興創生期間というのは限られた期間に限定をされております。そういった予算づけの部分で、その時期を見誤ってしまうと、そういうふうな予算の対応というものもなかなか厳しくなってくるというふうな考えておりますので、その辺につきましてはいつの時期というよりも、今できるときにいろいろなものを対応していかなくてはならないと思っております。

まず、総理大臣に要望して答えをもらえというふうなことでありますが、そういった広島市の市長のお話もありました。そういったことの対応が可能であるならば、私も十分やる気持ちは持っておりますけれども、今双葉町の置かれている現状で私が東京に上京して全部事務方にその仕事を任せて、果たしてそれで町の復興や町民の皆さんのためになるのかということをとータルとして考えた場合に、非常に厳しい状況だろうというふうなことで、できる限り総理大臣にコンタクトをとってはいきたいと思っておりますが、何分そういったものに関しては、今まで議員時代も含めて総理大臣に直接お会いしたのは4度でございますので、なかなか厳しい状況だというのは、今現状、非常にこちらとしては各省庁の大臣クラスにはお話をさせていただいておりますし、そういった旨十分総理大臣に伝わっているというふうに信じております。

交流センターの何年後にペイできるかというふうなお話ですが、交流センターにつきましては当然その費用に関しまして、減価償却も含めたそういったものの利活用も含めてやっていかなくてはならないのはもちろんであります。双葉町の今現状でそういうふうな施設をつくることによって、交流人口の拡大であったり、戻ってきた事業者であったり、町民の皆さんが一時帰還をしたときに休める場所ということで、そういったようなものも含めて捉えていきたいと思っておりますし、何年後のペイができるかということに関しましては、説明を復興推進課長にさせます。

○議長（佐々木清一君） 平岩復興推進課長。

○復興推進課長（平岩邦弘君）

○議長（佐々木清一君） 町長、質問は、産業交流センター、ここは何年でプラマイゼロになるのか、利益が出るのかということだから、予算がどうのこうのではなく、例えば20年で……

ちょっと休議します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時19分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 平岩復興推進課長。

○復興推進課長（平岩邦弘君） 菅野議員の再質問に改めてご説明させていただきます。

産業交流センター、何年でペイできるのか、そういったご質問でございますが、この件につきましては何年でペイできるのかも含めて現在、検討させていただいているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木清一君） それでは平岩課長、最初の答弁はとにかく全て取り消しでいいですね、1回目の答弁は。ちゃんと言ってください。

平岩復興推進課長。

○復興推進課長（平岩邦弘君） 済みません。先ほど一番最初に私のほうがご説明させていただきました部分につきましては削除させていただきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 議長、これを許可します。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 2番の双葉町の将来の財源についてをご質問いたします。現在、国、県の財源による町政運営が続いています。今後の一般財源確保の見通しと、5年後、10年後の財政運営についてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、双葉町の将来の財源について。今後の一般財源確保の見通しと、5年

後、10年後の財政運営についてのおたただしですが、まず一般財源確保の見通しについてですが、本議会に上程させていただきました平成30年度一般会計補正予算（第4号）を含めた本年度の一般会計予算額264億3,363万円の歳入構成は、特定財源が79.3%、一般財源が20.7%で、特定財源の占める割合が大きくなっており、さらには一般財源のうち51.9%が町税の減免補てん等に対して措置されている震災復興特別交付税となっております。

震災復興特別交付税は、国の東日本大震災復興特別会計を財源として交付されており、復興創生期間以降の国の財源措置が、いまだ不透明な状況にあります。復興創生期間終了とともに震災復興特別交付税等の財源措置が打ち切られた場合の一般財源の確保については、厳しい状況になることが考えられます。このため復興創生期間以降、復興が果たされるまでの財政需要を踏まえての長期財源措置を国には要望を行っているところであります。

次に、5年後、10年後の財政運営についてのおたただしですが、復興創生期間以降、国から復興財源が打ち切られれば、復興まちづくり計画（第二次）や特定復興再生拠点区域復興再生計画等で掲げる事業の実施についても見直しが必要となり、さらに復興が遅れることにもなります。現在、将来においてどのような財政状況となるかを把握するための財政シミュレーションに取り組んでおり、復興事業はもとより、経常的経費に要する財源の把握に努めているところです。中でも今後の帰還環境の整備及び復興に向けたハード事業は国、県の補助金、交付金が活用できますが、維持するための経費については、施設の使用料収入や町の負担で賄うこととなりますので、このための財源の確保を図る必要があります。各種基金の適正な運用にも努めてまいります。

震災復興特別交付税措置がいつまで続くのかという不透明感もあり、また今後の人口の減少に伴う税収等の減少が見込まれることから、財政的に厳しいものがあると考えており、現在の取り組みが将来の財政運営の負担とならないよう努めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 最後の努めてまいります。5年後、10年後、実際には見えていない。今、一般財源は、僕は普通に計算すれば町税とか税金だと思うのです。ほぼないです。20億円もないぐらいの感じで、本当にその中で東電さんから来ているやつがなくなったら、もうどうなのかなと。本当に二、三億円の話になってしまうのですよね、町税では。町税と合わせて7億円だから十数億円です。10億円いっていますか。その中で、今本当にさっき言った、例えば復興再生期間が、大きいもの建ててしまっ、それが運営上きつかった。駅西に大きいものつくってしまっ、維持運営費がかかった。今までの破綻しそうな行政が全部やっていたことを今やっていませんか、双葉町は。それによって町民がどうなりますか。町としてのサービスが受けられなくなる。税金が高くなる。そういう事例がいっぱいある中で、何でそんな横暴なことをやっているのかなと僕は見ます。

町民も本当に、先ほどの答弁でも2022年春と言え、違ふあれではほか、答弁が何個もあるのですよ、帰還時期でも。目標ですとか、デブリとかそういうあれによって考えますとか。そうすると、町

民の方々が帰る時期が定まらないのです。ましてやそういうふうに行っていると、例えば2022年にデブリのことも何にも決まっていないうちでやったら、多分ほとんどの若い世代が双葉町から住所を移してしまうのではないかなという懸念もあるわけです。大きな事業をするときには、地に足をつけてやらなければならない。お金は、財政的には今何とかなるから、それをやるのはいいですよ、国のお金だといって。お金だって、国が出してくれるからと、親が出してくれるからと、それを使ってしまったら、その維持運営費を全然考えていないです。

ましてや今の答弁でもあったように、5年後、10年後、ちゃんと答弁してください。こういうふうに行いたい、そういうものはないのですか。例えば、今度企業誘致したとしても、ほとんどが本社は全然あちではないのですか。帰ってきた人たちが、そこで働ける場所なのですかという見通しもついていない。逆に言えば、来る企業のほうが全然得なのです。4分の3事業、4分の3出してもらえますよ、工場を建てたりなんかしたりする中で。そういうところまで深く考えてやっているのかなと。このまま行ったら、双葉町は破綻するのではないかなと僕は思っています。

一般財源の確保があった中での町政運営だったらわかるのですけれども、今復興再生期間だ。では、建てられるから、でかいの建ててしまおう。これ建てられるから、建ててしまおうと。維持運営費がなくて大変なことになりましたって。

平成19年当時、私が議員になった当時は、十数年前は双葉町は財政的にすごく厳しかったと思います。厳しかったです。その中で議員報酬も下げたり、町長報酬も下げたり、その当時みんな一生懸命やったと思います。その先輩たちが恨めないというのは、7、8号機の建設があれば、そんな財政にはならなかった。今は何にもないのですよ、将来的に双葉町には。何にもない中で、財源を確保していないというのはどういうことなのかなと思うのです。何か見通しがあって進めているのであればいいのですけれども、これが5年後、10年後、お荷物になるようなことはないのでしょうか。そういうことまで考えて、今事業をやっているのか。買うものが先で、稼ぐものが後というのは、それは借金です。いい車に乗ったとしても、維持費がなければ結局は売ることになる。そこら辺どういうふうに行っているかお伺いします。ちゃんとした一般財源が5年後、10年後、1年後、2年後でもいいと思います。見込めるような何かがあるのであれば、国というのも今の現時点ではおかしいと思うので、そこら辺をお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、いろいろな事業展開につきまして、将来のランニングコストも含めた取り組み、双葉町が非常に厳しい財政状況であった昔の状況のお話をされました。確かに今、現状、町の一般財源というふうなことで考えれば厳しい状況ではありますけれども、町に戻って復興を果たす、町を再生させる、町を復興させるというふうな考え方のもと、今いろいろな事業展開をしているわけです。

そういったことで、今議員ご指摘の一般財源の確保が確実になされない状況で、いろいろな無計画

的なというふうな考え方になろうかと思えますけれども、町として復興をして戻れる環境をつくらない状況であれば、双葉町の存続というのは非常に厳しい状況になるというのは、今、震災から7年9カ月が過ぎまして、将来このまま戻れない状況が続いていくということは、町の維持管理運営継続というのは非常に厳しいことになるだろうというふうなことを私としては思っているわけです。

一方で、今、議員ご指摘の建物に関しまして、将来的な対応というふうなことがあります。当然そういうふうなことに結果で出せるように、将来そういうふうな想定もしながら取り組んでいくと。1つとしては、産業交流センターもいろいろ議員からご指摘ありましたけれども、そういったものに入る管理運営、または復興記念公園であったり、アーカイブ拠点施設であったり、そういったところに2020年の時期に交流人口が拡大するということが期待されますので、そういった人たちからのいろいろな収入収益というのは期待できる部分があるだろうというふうに思っておりますし、中野の産業復興拠点の今3社でありますけれども、立地協定を取り交わしているところのそういった人たちが、雇用を進めることによって、いろいろな財源的な確保にもつながっているというふうに思っておりますし、詳しい将来5年、10年後先の一般財源の確保に向けての説明を総務課長にさせます。

○議長（佐々木清一君） 船来総務課長。

○総務課長（船来丈夫君） 菅野議員のご質問に対しまして、ご説明を申し上げます。

確かに箱物、これ整備する経費については国費等が確かに入るわけですが、それを維持管理していくためのもの、これは非常に議員も心配されていると思えますし、私も今時点ではっきり幾ら幾らかかるということは、実際押さえられていません。ただ、今まで実質公債費が高くて、いろいろ苦労してきて、その当時、私も担当者として大分頭を悩ませた時期がありました。方向性としましては、施設運営の効率化、要するに確かに一般財源を一銭も出さなくて済むということはいいいのですが、それは現実的には難しいものだと思います。ですから、そこら辺を精査しながら、経費の節減を図りながら、今後の財政の負担にならないように努めていきたいと、そういう考えでおります。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 何回も指摘してきているのですがけれども、答弁が答弁になっていないです。無計画だからです。普通に一般企業がそれをやる際には、ちゃんとした計画書、何年で返して、どのくらいの利益が出てということを出さないと、銀行は金を貸してくれないです。金融機関は貸してくれないです。今、やれやれ、やれやれと言った中で、だと思うとか、やりますとそこまで自信あってやるのだったら、では町長、頑張ってください。私たちも応援したいですという話もあります。不安要素がいっぱいある中で、取り組んでいきますではやっていけないと思うのです。破綻を招いたことをしたのは誰なのだという話になるのですよ、将来。

僕らの次の世代、その次の世代に、負担だけを与える。議員時代に、そこら辺は多分町長もわかっていると思えますけれども、そういう話も町長と私もしました。次の時代、次の次の時代のことを考

えてやっていくのが、行政運営だと思えます。ただ、今できるからやっておかななくては。では、次の世代、その次の世代に借金を残せばいいのか。僕は町民の皆さんに双葉町に帰ってきてくれなんていうことは思っていません。僕が帰るときには、ああ、あそこに住みたいなど。では、帰りたいと思うようなまちづくりが、僕は本当のまちづくりだと思っています。交流人口が見込まれると、どういふふうに見込まれるのか僕にはさっぱりわかりません。2020年、オリンピックには皆さん来ます。科学者とかそういう方が見に来るのはわかりますけれども、それだってオリンピックに合わせてではないですよ。そういう不透明な答弁では、ちょっとあれなのかな。

例えば、あそこの施設に、町民が帰ってこないことを見込まれるので、逆に言えば交流人口としてこういうことをやりたいというようなものだったらわかります。挑戦ですよ、それは。今現時点でやっていることは、箱物行政ですよ。将来の財源が見込まれないのにやっているというのは、ちょっとおかしいと思うのです。

逆に、私責任とりますから、やらせてくださいよぐらいの感じだったら私もわかるのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。次の世代とか、その次の世代、本当に双葉になんかいたくないと言って出ていくほうが多くなるような施策に見えるのです。財務的に厳しくなれば、そこに住む人はいなくなります。さっき言った工場とか何とかというのも、双葉町に本当に住めるのかということを含めて、燃料デブリが怖くない人ばかりなのかなということを含めてご答弁いただきます。

逆に、本当に燃料デブリの問題とかそういうので当町から出ていく方が多くなるような施策はどうしようもないと思うので、そこら辺の答弁ちゃんとお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

今、将来的な財政運営のお話だったと思えます。そういったことに関しまして、当然先ほどの答弁でも申し上げていますが、町の厳しい財政状況にあったというのも、私も当時議員でありましたし、十分自覚をしております。そういったことにならないような取り組みをしなくてはならないというふうなことで、今、国費を投入していろいろな事業を展開しておりますが、そういったもののその後のランニングコストも含めて、いろいろ財政負担のできるような一般財源の確保の取り組みを進めていくというふうにお答えするしかありませんし、ただ事業そのものをするによって、町民の皆さんが戻りたくなるような町としての取り組みだというふうには、私自身、町政懇談会の中では申し上げておりますし、皆さんが戻ってきたいような町をつくるために、今この事業を展開しているということは、そういうふうな県内外11カ所の町政懇談会でもお話をさせていただいておりますし、いろいろそういう機会があった場合には、そういう話をさせていただいております。

そういったことで、町としては将来の財源に向けての取り組みは、今後いろいろな問題もありますし、想定できないいろいろなこともできてくるだろうというふうに思いますが、今現時点、我々対応できるものだけではないということもご理解いただきたい。今、我々の行っていることというのは、

今までの経験則のないようなことを現在しているということも現状あるわけですので、そういったことに関して我々は柔軟な対応も含めて今後の取り組みをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、3番の補償賠償について。毎回質問していますが、町民の避難生活が7年9カ月と長期にわたり続いているにもかかわらず、補償賠償は終わっている状況です。これまでの町長答弁では、国や東京電力に要望しているとのことですが、進展していません。本来、行政の役割として町民の生命、財産を守ることが大事なことだと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、補償賠償について。補償賠償についてのおたただしですが、町民の避難生活は7年9カ月と長期にわたり続いているにもかかわらず、補償賠償は終わっている状況にある。これまでの答弁では、国や東京電力に要望しているとのことだが、進展していない。本来、行政の役割として、町民の生命と財産を守ることが大事だと思うが、町長のお考えはとのおたただしですが、町としまして町民の生命と財産を守ることが大前提と考えており、さらには避難生活が長期化し、町民の皆さんの生活再建の見通しが不透明である中、一刻も早く町民お一人お一人が生活再建を果たせるよう、関係省庁、東京電力に対して、被害実態に即した賠償の実施と長期避難が続く町民の皆さんの生活再建支援を粘り強く求め続けております。

何ら進展がないとのご指摘ではありますが、さきの答弁でも申し上げました本年7月に原子力損害賠償紛争審査会が現地視察に訪れた際、中間指針の適時的確な見直しやADR和解事例の指針への反映などを要望し、鎌田会長から、地元の要望等にしっかりと耳を傾けながら、現地の状況に沿った方針を実現できるよう審議を深めたいといった一歩踏み込んだ回答があったところです。

あわせて、被災者の生活再建支援につきましても、国の避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた関係府省庁会議を中心に、国、県、本町を含む関係市町村で構成された被災者の生活再建課題連絡会議や福島生活再建調整会議などが既に開始され、今後の被災者の生活再建に向けた課題の共有、対策等の検討を強力に進めてられており、町の窮状、課題を関係機関に対して提起しているところです。引き続き関係機関と連携し、被害実態に即した賠償、具体的な生活再建支援策の充実について粘り強く求め続けてまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 済みません。先日も何件か電話もらっているのですよね、補償賠償はどののだろうか。まだ帰れない。生活再建できない。これは町政懇談会でも何件か出ているはずなのですよ、私たちもいましたので。議員さんたちに言ってもだめだから、自分たちも言っています。町の再建のことばかり、半分以上、町長は時間使っていると。結局は今やって、今までの、これ順番、僕よ

く考えて今回は補償賠償を一番最後にさせてもらいました。

今、町長が取り組んでいることは、町民の財産の部分なのかな、全町民の財産でありますからね、交流センターもみんな。生命というのは、それが財産なのかなと。町民の本当の財産というのは何なのか。家であったり、土地であったり、そういうことです。そこが一番取り組むところではないですか、最初に。もう終わっているのです。月10万円のあれも。みんなが、それで苦しいと言っているのです。終わっているのですよ、去年。終わっている中で、要望、要望と言いますけれども、ここを大臣たちと話してほしい。だから内閣総理大臣と話してくださいと言っているのです。統括しているのは、うちの行政でいえば課長です。課長がいっぱいいて、そういう専門家がいて、トップダウンですよと町長、副町長に話しすれば、そこから行くわけではないですか。

今、もう当町の町民は、みんな苦しんでいるわけです。原賠審の話もしました。聞きました。中間指針は法律ですか。中間指針の中身を軽視しているのは、これ鎌田会長ではないですか。東京電力ではないですか。一番最初にできたとき、これは多くの被害者がいるので、中間指針でとりあえずやって、後でちゃんと賠償します。後で賠償の話も消えれば、中間指針の中身がありますよね。帰れるようになってから1年間は出します。当町の町民は、中間指針でさえ、指針出したのに、やってもらっていないのです。法律でもないものに従って、その中身で出したもので、それで理解してもらいましたではなくて、これはあなたたち何やっているのですかという話ではないですか。原賠審の方々、あなたたちの先輩がつくったもの。前の田中会長でしたか、その人たちがみんなつくって……

（「能見」と言う人あり）

○5番（菅野博紀君） 失礼しました、能見さんにしたって何にしたって、国に言われて。東電の弁護士は言っていました。国がつくったから、法律でなくても、それに従うべきだと。では、あなたはそれで従うのですかと言ったら、従えないです。東京電力さんが出してきている弁護士さん、いますよね。あの人たちおかしいのです。法律でもないことに当てはめていくのですから。それを町で守らなくて、誰が守るのですかと。国の話とか県の話は余りしたくないですけれども、実際日本の経済を東京電力さん、福島第一、我々は5・6号機ですけれども、今まで電気の需要で支えたのはどこですか。双葉町も、その一端にあるのです。その町民が苦しなくなったときには、町にお金は出しますよと。さっきの35億円、国からもらいましたよというお金を国は賠償に回してもらえませんかと言言えないのでしょうか、町長。町で建物をつくったときに、町民がいなくなったら、双葉町はなくなるのですよと僕は言っているのですよ、今。35億円、当町町民、今五千数百人だと思えるのですけれども、その中でできないのですかと。だからハード、ソフトの部分で、ハードの部分しかやっていない。それを町民は今望んでいるのです。今の避難生活で苦しいと、全員が全員ではないです。苦しい、苦しいと言って一生懸命手を挙げている町民を助けられないのかということなのです。

僕たちも中間指針にしても、本格搬入にしても、何でも賛成します。町民のためにやってくれば、僕は今回、議員になって立候補した中身は、そこさえできればいいなと、そこさえやっていただければ

ば、町長、僕本当に協力しますよ、町民を救ってくれるのだったら。今、国の言うこと、県の言うことよりも、何で犠牲になっている当町町民が苦しい思いをしなくてはならないのか。要望しています。何していますという答弁では、僕も納得いきません。電話いただけるときに、いや、こういうふうに苦しいのだ。前はよと、米もあったし、野菜もあったし、もらいものとかそういうもので生活できたけれども、年金まで下がってしまったのだと。タクシー使ったりなんかしなくてはならなくてと。生活サポート補助金、あれだってわからないしと。こんな領収書なんかとっておけとか何とかといろんなことを言われる中で、当町町民の補償賠償を僕はすぐにでも戻してほしい。だから、そのために中間貯蔵でも何でも逆に言えば協力するのだったらそれはいいですけども、今の現時点では納得して協力できないと思う気持ちが僕は大きいのですけれども、町長の考えを再度お聞きします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 管理議員の再質問にお答えします。

この賠償につきましては、先ほど来何度も申し上げておりますが、今回、特に状況として少し変わってきたなというのは、先ほど申し上げました本年7月の原子力損害賠償紛争審査会の鎌田会長初め来られまして、いろいろな中間指針の現状の話もさせていただいております。そういったことが法律でないというふうな議員の指摘がありますが、まさに法律ではありませんけれども、それを遵守するような対応として本来、原賠審というのはつくられておりますので、ADR和解勧告などの事例に関しましても、随分、本来和解勧告を進められても拒否しているというふうな話も最近よく聞くような状況になっております。そういったことのないように原賠審として強く国、東電に対して、そういうふうな対応をしていただきたいというふうな話を鎌田会長に申し上げさせていただきました。鎌田会長は、地元の要望にしっかりと耳を傾けながら、現地の状況に沿った方針を実現できるよう審議を深めたいというふうなことで、その取り組みを原賠審の中でいろいろな対応を検討していただけるものというふうに思っております。

その結果が出ないということに関しましては、非常に私も自分として何が足りないのか、どういうふうにしたらいいのかということは常に考えておりますし、町民の皆さんの今の窮状というのは、事あるごとに訴えさせていただいておりますが、結果が出ていないというふうなご指摘ですが、どのような結果の出し方というか、結果の出るように今後やっていきたいと思っておりますし、風評や風化をこのままなくしてしまったのでは、この結果も出ない状況になるだろうというふうに思っておりますし、結果が出るように努力をするというふうな答弁しかお答えしようはありませんが、この皆さんの状況というのは私自身もわかっていないわけではなく、理解しているつもりでありますから、そういった取り組みを今後とも国、東京電力に対しては粘り強くやっていくとしかお答えしようがありません。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 今まで私、何回も言いました、町長。中間貯蔵、協力しています。廃炉も計

画しています。双葉町の原子力発電所は爆発していません。それなのに何で高レベル廃棄物を双葉町に置かなくてはならないのか。協力しているのですよ、東京電力にも、県にも、みんな。協力しているけれども、実際には、そういう見返りがないと。見返りが欲しくてやっているわけではないと言われればそれまでかもしれないですけども、何で先ほど来から言っている町民のほうを向いていないのですか。何にも逆に言ったら、国、東電に、ではうちの町は、そういうことをしてくれないのだったら、では持ってこないでくれと。それだけの権限、町長持っているのです。持っているにもかかわらず、それを行使しないで、どうやればよいということを知ること自体がおかしくないですか。

中間貯蔵の建設の受け入れ、ちゃんとあの時も話しました。僕、話しているのですけれども、議長。そこら辺をちょっと考え直していただきたい。それがあれば、国……

(何事か言う人あり)

○5番(菅野博紀君) そういうものも行使しなくてはならない時期に来ているのです。生活保護の方とか、そういう方は救わなくていいのですか。もう借金までしている方もいらっしゃるのです。そこをやっぱりお年寄りから、今まで働いてきた人たちからちょっと何とかしないと、本当に今まで働いて、双葉町のためにやってくれた人たちに、できるのに、ただ町長やらないだけだと私は思いますけれども、最後にお答えください。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

今、ご指摘のとおり、町民の皆さんのいろいろな窮状については訴えておりますし、本来守られるべき人たち、生活弱者であったり、そういった方に関して町としてそういうふうな人たちのための取り組みというのは、今後も継続していかなければなりませんし、どういう支援ができるかも含めて町としてしっかりと対応していかなければならないと思っております。

中間貯蔵施設、廃炉作業の推進は、町の復興はもとより、福島県全体の復興を進める上で大前提となるものです。町としては、以前から申し上げておりますとおり、中間貯蔵施設、廃炉、賠償のいずれもしっかりと取り組んでいく必要があると考えておりますし、そういった取り組みに関しましては、今議員からご指摘ありました中間貯蔵施設であったり、廃炉の取り組みのその町長の判断でのというふうなことでありますが、先ほど申し上げましたとおり、廃炉も中間貯蔵施設も、これは進めていかなければならないということで、そういうふうなものを使っての国との駆け引きというふうなことはできないと思っております。

○5番(菅野博紀君) これで一般質問を終わります。

○議長(佐々木清一君) 休議します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位 4 番、議席番号 4 番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

4 番、高萩文孝君。

（4 番 高萩文孝君登壇）

○4 番（高萩文孝君） 議席番号 4 番、通告順位 4 番、高萩文孝、今、議長の許可をいただきましたので、これから通告に基づき一般質問をさせていただきます。

1、中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設への除染廃棄物等の輸送量は、平成30年度は2町で180万立米が予定されている中、安全確保が重要ですが、先日の環境安全委員会で事故の報告がありました。町は安全確保のための取り組み強化を環境省に求めていくべきだと思いますが、具体的にどのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4 番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

1、中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設事業に係る安全確保のための取り組みについてのおたただしですが、町では、これまで国に対する要望活動、環境安全委員会、環境省との定例的な会議等を通じ、輸送及び施設の安全性の検証、事故の再発防止の徹底、必要な道路交通対策等を求めてきたほか、施設の安全性については、福島県との共同による現地調査により、必要な監視も行い、安全、確実な運用を求めてきております。その結果、輸送の安全性確保については、E T Cゲート設置による双葉厚生病院前ゲートの車両集約化が実現したほか、工所用道路、輸送路等の整備も順次着手されているところです。

12月6日に開催された全員協議会においては、環境省から示された来年度の中間貯蔵施設事業の方針では、輸送量については今年度の180万立方メートルを上回る400万立方メートル程度となり、施設については、受け入れ・分別施設及び土壌貯蔵施設に加え、仮設焼却施設及び灰処理施設並びに廃棄物貯蔵施設の建設も進むこととなっており、今後、町内及び町周辺地域では、輸送車両や工事車両が一層増加することが予想されます。町としては、国に対して緊張感を持って安全な輸送、施設の整備及び運転に取り組むよう求めるとともに、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書に基づいた適切な対応がなされるよう、引き続き取り組んでまいります。

○議長（佐々木清一君） 4 番、高萩文孝君。

○4 番（高萩文孝君） 私的には中間貯蔵施設は、何といたっても安全が第一とっております。環境安全委員会や先日の全協でも発言させていただきました。町としても、その思いは同じだと思っておりますが、安全に事業運営を実施するには、環境省だけではなく、国の各省庁、国交省とかそういう道路の整備とかあると思うのですけれども、さらには福島県への働きかけが重要と考えます。町長として、環境安全委員会は副町長が出ていらっしゃるんですけども、その場では副町長もそれなりに言

っていただいているのですが、やっぱり町長として今後の安全への取り組みを徹底して実施するよう働きかけをする考えがあるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

この中間貯蔵施設等の道路の安全対策であります。先般、事故が起こりまして、大変な、これは大熊地内ではありましたが、双葉町も中間貯蔵施設の施設としてかかわっている関係上、強く環境省には安全性の対応、安全の確保について申し入れをしておるところでございます。当然関係省庁であります国土交通省、こちらに関しましては、先般12月7日に上京した折、国土交通省の事務次官に直接そういった安全対策に関する道路交通網のしっかりとした対策を要望させていただきました。

議員おっしゃるとおり、中間貯蔵施設の整備に関しましてだけでなく、当然地域住民の皆さんにご迷惑をかけるようなものにはならないように、安全を一番に考えた取り組みをしてもらえるように町としても今後取り組んでいきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 引き続き安全第一でお願いしたいと思います。

では、続きまして2番目の交通渋滞緩和について。現在、町内では国道6号線が特別通過交通となり、車で通行できる状態となっておりますが、輸送車両や工事車両等の交通量が多く、渋滞が発生しやすくなっています。他の主要な道路である県道35号、いわき浪江線や、仮称ですけれども、双葉インターチェンジの開通も踏まえた復興シンボル軸を通行できるようにすることも重要と考えられますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、交通渋滞緩和について。交通渋滞緩和についてのおたただしですが、現在、当町内では、町事業や県事業、環境省による事業、JRによる常磐線復旧工事、そして東京電力ホールディングスによる福島第一原子力発電所の廃炉作業など複数の事業が着手され、復旧、復興に向けての取り組みが進められており、それに伴い輸送車両や工事車両等が増加しております。特に当町では、朝に上り車線が混雑しております。これは南相馬市方面からの出勤に伴う車両増加が原因と考えておりますが、当町を初め郡内町村の復興・復旧事業が当分の間続くことから、慢性的な渋滞にならないようにしていく取り組みは必要だと認識しております。そのため、震災前に着手していた国道6号の寺内前交差点以北の付加車線、歩道の設置工事の再開や国道6号の全線4車線化を国へ要望しているところです。あわせて各事業者が、混雑緩和に向けた取り組みを促すことも必要だと考えております。

一方で、国道6号の迂回路としての役割や住民の利便性向上のため、議員のご質問のとおり、県道35号や復興シンボル軸、あわせて国道288号の特別通過交通についても、町として検討を進めている

ところでは、国道288号、県道35号については、町内路線全域が帰還困難区域、そして復興シンボル軸につきましても一部区間が帰還困難区域でありますので、その点も考慮しつつ、特定復興再生拠点区域内の立入規制緩和も含めて、引き続き検討を進めたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） いろいろ複数の事業が輻輳しておりますけれども、交通渋滞のさまざまな緩和措置は必要であります。事故発生時、今迂回路の話が出ましたけれども、その確保を考えると、今ほど答弁のあった国道6号線の4車線化や国道288号線、さらには県道35号線の整備等を至急実施する必要があると思います。

既に現地のほうは、かなり混雑しており、対応がかなり遅れていると私的には思っておりますので、今後、加速して実施される具体的な方法とか要望等がいろいろされていると思うのですが、その辺何か追加で答弁できるのであればお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも申し上げておりますが、まず震災前に着手していた国道6号の寺内前交差点以北の付加車線、歩道の設置工事の再開や国道6号の全線4車線化を国に要望しているところでありますが、再度の答弁になりますけれども、12月7日の国土交通省の事務次官対応で、そういった旨の話をさせていただきました。国交省の事務次官は、震災当時、たしか道路課長、私の記憶違いでなければ道路課長だったということで、道路行政に関しては非常に詳しい方で、福島県の浜通り地方、6号線の問題であったり、常磐高速道の問題であったり、何が問題なのかというのは十分理解をしておられたように感じております。特に6号線での朝晩の渋滞、そして常磐高速道の渋滞等、この緩和をするためにどうしたらいいかというふうな話も実は要望の中でもさせていただきました。特に早急に全線4車線化といってもこれは難しい状況でありますから、特にどこが一番渋滞になっているのかというふうな話をさせていただきましたところ、大熊、双葉が特に渋滞になるだろうということで、6号線に関しましては大熊、双葉を何とか考えていただけないかという話と、あとは常磐道のいわきから広野インターチェンジまで4車線化ということ、そういうふうなことが決定されておりますが、随時付加車線ということの国の説明はされております。

ただし、今般、常磐道を使った放射性土壌の輸送車両が通行しているときに、何台か連なっていくと、付加車線があってもほとんどその渋滞緩和にはあまりいい影響にはなっていないと。なので、付加車線ということではなくて、やはりさらにそれを延長することによって、福島県との境のあの道路まで全線4車線化というのが当然必要ではないかという話もさせていただきましたところ、予算の関係がありますから、その事務次官が、わかった、すぐやるというふうな話ではありませんけれども、十分理解はされておられたということで、付加車線のさらなる延長ということで申し入れはさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 引き続き、さっきの中間貯蔵施設とちょっと関連してしまいますけれども、輸送量も中間貯蔵もかなりふえる。今の工事車両、そういう意味でどんどんそういう要望していただいて、ちょっと現状もかなり混んでいますので、早急にまた引き続き対応をお願いしたいと思います。

では、最後に3番目の質問に行きます。帰町に向けた検討について。9月議会で、2020年春に避難指示解除準備区域と駅周辺の一部区域の避難指示解除を目指して取り組みを進め、町政懇談会で町民の意見を伺うとのことでしたが、どのような意見が出たのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、帰町に向けた検討について。9月議会で、2020年春に避難指示解除準備区域と駅周辺の一部区域の避難指示解除を目指して取り組みを進め、町政懇談会で町民の意見を伺うとのことであったが、どのような意見が出たのかのおたただしですが、帰町に向けた検討につきましては、9月議会においてお示しさせていただいた考えに基づき、帰町に向けた基本的な方針の案として、避難指示解除に関する考え方の素案を作成し、全ての町政懇談会において提示して、町民の皆さんのお考えをお伺いいたしました。

そうしたところ、国が示す解除要件のうち、年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であることとの要件について、より低い線量を目指すべきではないか。さらには、帰還促進のため、生活環境の整備のため町民の土地を有効活用してほしい。避難指示解除後において、働く場所や近隣住民がまとまって住むことができる場所を確保してほしい。単なるインフラ整備だけでなく、農業が再開できる環境を整えてほしいなどのご指摘をいただきました。

それらのご指摘に対し町からは、国の解除要件のみならず、町としても検証委員会を設置し、町内の放射線量に関して十分な検討を行うこととしたい。また、中長期的に年間1ミリシーベルト以下となることを目指している。町民一人一人が納得して帰還のご判断をしていただけるよう、情報提供に努めたい。

さらに、土地の需要と供給をつなぐ仕組みを構築したい。中野地区復興産業拠点において、多くの企業に立地をいただく予定であるが、双葉駅西側地区において新たな住む拠点を整備し、町民が集まって住める場所をつくる。農業の復興再生は重要であり、農業法人の参画も検討しながら、農地を所有する皆さんのご意向等に基づき、営農再開に向けた取り組みを進めたい旨、回答させていただきました。

以上のように、おおむね町民の皆さんのご理解を得られているものと捉えておりますが、引き続き町民の皆さんのご意見を踏まえながら、帰町に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今、答弁の中で、20ミリシーベルトの話とか農業再開、あと土地の有効活用とかいろいろ出てきましたけれども、検証委員会等で、やっぱり20ミリというのはあれですけども、

町長としてはやっぱり1ミリシーベルトにこだわっているという認識であります。今の答弁だと、そういうふうに取り扱いました。あと農業法人、その辺もよく考えていただいて、いい方向になればいいかなと思います。

前回、ちょっと9月の質問を私したときに、今後の帰町に向けた検討として、特定復興拠点内の立ち入り規制の緩和のあり方についても、町政懇談会で町民の皆さんの意見を伺いながらという答弁をいただいていますので、この辺について今ちょっと立ち入り規制の話は出てこなかったもので、その辺答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

放射線量に関しましては、町内の放射線量に関して十分な検討を行うことと、さらには中長期的に年間1ミリシーベルト以下となることを目指していくと、そういうふうな考えでございます。さらには、特定復興再生拠点内の立ち入り規制緩和につきましては、復興推進課長のほうから随時、毎回町政懇談会の中でご説明をさせていただきました。そういったことで、町民の皆さんには説明をさせていただいております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） そういうことで、よく検討していただいて、今後進めていただければ幸いかと思います。いずれにしても避難指示解除や立ち入り規制の緩和については、さまざまな課題があると私も思っております。前回も防犯の話とか防火対策とか、そういう話も答弁いただいていますけれども、やっぱり国、県ともっとしっかり協議して、その辺理解を得て、問題解決していく必要があると思っております。

先ほどから同僚議員等も質問して、いろいろ出ておりますが、全協でも町長から、先日、安倍総理大臣が来町された際に要望した旨、先ほどもありましたけれども、町の特性を考えて訴えたという話でございますが、行政報告の中でも視察後、安倍首相からは復興再生期間後も福島復興を成し遂げるまで国が前面に出て全力を尽くすという力強い決意を述べられという話もされているので、これきょうの一般質問も議事録残っていると思うのですけれども、それは安倍総理の言葉だと思っておりますので、その辺について再々質問で、議長は同席していたようなのですが、私ども議員はわかっていないところもあるので、もう一度ちょっとその辺、ダブってしまうかもしれないのですけれども、安倍総理どんな話をされたのか、最後に再々質問でお答え願いたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

先月、11月24日、双葉町の現地視察ということで、安倍総理大臣がお見えになったときの話でございますが、その中で特に長期にわたる避難指示に伴い、双葉町の復興は他町とは大きくステージが異なっていると、そういうふうな話をさせていただきました。さらには、復興創生期間終了後も双葉町

の復興に向けた取り組みは継続されていくことから、生活再建支援を含め引き続きより一層のご支援をお願いしたいと要望させていただきました。

そんな中で、町内の荒廃状況というのも実際に安倍総理に、歩いて現場を見ていただきました。そういったことも含めて、総合的に総理からは2020年の復興創生期間にとどまることなく、福島復興が成し遂げられるその日まで、国が前面に出て全力を尽くす旨の発言をいただいております。そういったことで、総理自身は十分双葉町の現場を見ていただいたことによる理解は深まったものと思っております。

○4番（高萩文孝君） ありがとうございます。終わります。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時22分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成30年第4回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年12月13日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第77号 双葉町公民館条例の廃止について
- 日程第2 議案第78号 双葉町体育館条例の廃止について
- 日程第3 議案第79号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第80号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第81号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第82号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第83号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第84号 双葉町公共用施設維持補修基金条例の一部改正について
- 日程第9 議案第85号 双葉町墓地条例の一部改正について
- 日程第10 議案第86号 双葉町営住宅条例の一部改正について
- 日程第11 議案第87号 土地の取得について
- 日程第12 議案第88号 土地の売払いについて
- 日程第13 議案第89号 平成30年度双葉町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第90号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第91号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第92号 平成30年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大浦富男君
生活支援課長	鈴木健一君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	高橋春枝

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第1、議案第77号から日程第16、議案第92号まで、それぞれ全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第77号 双葉町公民館条例の廃止についてを議題とします。直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第77号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第78号 双葉町体育館条例の廃止についてを議題とします。直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第78号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第79号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第79号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第80号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第80号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第5、議案第81号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第81号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第82号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第82号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第83号 双葉町税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第83号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第8、議案第84号 双葉町公共用施設維持補修基金条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第84号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、議案第85号 双葉町墓地条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第85号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第10、議案第86号 双葉町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第86号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、議案第87号 土地の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第87号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第12、議案第88号 土地の売払いについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 5番。これ中間貯蔵施設用地に売却するというのはわかるのですが、国の事業にこれだけ貢献している双葉町、県、国、県でいえば本当に置き場から何から全部当町出しております。だけれども、実際にいうと当町の町民はみんな避難生活でなかなか大変なところがあります。その中で、こういうふうに協力しているのだから、ちゃんとした双葉町民への対応をきちんとしてくれるというような要望というよりも駆け引き、国としていただけるのかどうなのか、町長の考えをお聞かせください。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員の質問にお答えいたします。

今、ご指摘ありましたことにつきましては、県に対しても、国に対しても、町民の不利にならないような取り組み、一生懸命取り組んでいく考えでございます。

○議長(佐々木清一君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第88号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第13、議案第89号 平成30年度双葉町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 1つ目は北海道地震見舞金のことなのですが、これに関しては、今現実、時間が随分たっています。当町でも本当に地震、避難、いろいろあった中で、一番欲しいときに、一番対応できる時点でやるべきだと思うのです。今回の補正わかります。実際に補正を通してからという気持ちもわかるのですけれども、こういうものに関してはもうちょっと柔軟な対応ができないのかなと思っています。それは、例えば報告事項、専決があるではないですか。専決で、自分たちも経

験した中で、いつの時期に早目にやるというようなことができないのかをお伺いします。

あともう一つは、まちづくり会社設立についてということなのですが、これに関しては、今後、今、予算が通ったとしても議会への説明を逐一してやっていってもらえるかどうかをお伺いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の質問にお答えいたします。

この寄附金につきましては、総務課長に説明させます。

（「寄附金じゃない、見舞金」と言う人あり）

○町長（伊澤史朗君） 失礼しました。見舞金につきましては、総務課長に説明をさせます。

まちづくり会社につきましては、復興推進課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 舶来総務課長。

○総務課長（舶来丈夫君） ただいまの菅野議員のご質問、寄附金、要するに胆振地震の見舞金について説明をさせていただきます。

実は、今回、補正予算で30万円ということで計上させていただきましたが、事前に議会等でやっぱり前から言われていますとおり、専決をやってもいいですよという了解を得ていますので、実際は北海道と事前に連絡してしまして、うちのほうで要するに見舞金が通ればすぐ振り込むようにということで、申込書ではないのですが、そこら辺は交わしておりますので、北海道のほうでも計算には入れていると思いますので、ご了解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 平岩復興推進課長。

○復興推進課長（平岩邦弘君） 菅野議員のご質問にご説明いたします。

まちづくり会社に関してでございますが、現在、まちづくり会社の組織形態であるとか事業内容を早期に固めるため作業を行っております。その上で来月中にも議会の皆様にご説明させていただきたいと考えております。

なお、まちづくり会社につきましては、町商工会を初めとする関係団体等で構成する設立準備組織を立ち上げて、まちづくり会社の体制整備などの設立準備を進め、その上で登記準備に入りたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

見舞金については、柔軟に、総務課長わかっていらっしゃるように、議会の中でも話し合っ、議長も専決事項で、自分たちもなっているので、そういうふうやってほしいということでやっているの、そういう対応をお願いしたいのと、万が一、例えば北海道のほうに連絡つけているといったときに、当町の時も確かに現金で、お金としてもらった部分もあったのですが、実際水が足りな

い、何が足りないというような要望にも柔軟に対応して、今後専決で、やっぱり困っているのは、その時なのです。私たちが避難したときに、その三、四日間は本当に何も入ってこない。食べ物もなかなか厳しかった時期もあるので、そういう柔軟な対応で専決できるような、例えば条例が必要ですよというのであれば改正も必要だと思うし、そういうふうにやっていっていただけるのか、ご答弁もう一回お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今、菅野議員から災害とかに対する見舞金または支援物資、そういったものにはいち早く対応するべきだと。そのことにつきましては、議会としても専決対応でも十分理解しているというふうなお話でございましたから、こちらとしましては柔軟に対応させていただきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 5ページの中野地区復興産業拠点整備事業費の15番、工事請負費、産業交流センターの建築工事でありますけれども、全協の中でも中野地区で建設されます産業交流センター、3カ年という計画で30年から32年という事業なのですけれども、今回、年額、年次計画の事業費が変更になりましたけれども、その変更になった大きな理由というのですか、その点ちょっとお聞かせ願いたいのですが。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のご質問にお答えいたします。

このことにつきましては、復興推進課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 平岩復興推進課長。

○復興推進課長（平岩邦弘君） 岩本議員のご質問にご説明いたします。

産業交流センター整備事業の今回の工事費の補正でございますが、福島再生加速化交付金及び自立帰還支援雇用創出企業立地補助金の交付申請に当たりまして、事業費をまず精査いたしました。それと年割額に変更が生じた部分でございますが、これについては前払金、当初4割と見ておりましたが、災害復旧関係ということで5割見られるということで、その辺も含めまして再度見直した結果、今回の年割額の変更となった次第でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 32年7月オープンというふうに限られた供用開始が迫っておりますけれども、昨日の一般質問の中でも産業交流センターに入る貸し事務所、プレエントリーで4社というふうなことのようです。また、商業施設の中にも出店される方もいますので、32年7月にオープンするまでに工事の進捗状況に影響がないのかどうかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の質問にお答えいたします。

ご指摘のようなことのないように、今順調に工事は進捗しているというふうに報告があります。工事と申しますか、造成工事を含めて来年以降、建築に支障のないような取り組みをしているというふうな報告が来ておりますので、まずそういったご指摘のご懸念のないように、ちゃんとした工事の進捗も含めて完了もやっていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費を終わります。

第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第89号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第14、議案第90号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第6款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第90号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第15、議案第91号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第91号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第16、議案第92号 平成30年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第92号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（佐々木清一君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成30年第4回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 9時30分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 羽 山 君 子

署名議員 高 萩 文 孝